

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 担当部長 徳島県行政組織規則第十七条第一項に規定する広域行政担当部長、交通・生活安全担当部長、商流・交流担当部長及びプロジェクト担当部長をいう。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 本部長 徳島県行政組織規則第十七条第一項に規定する本部長をいう。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「全て」の下に「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則第二号に掲げる」を、「ただし、」の下に「当該」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事の決裁を要する事項に係る事案のうち、次に掲げるものは、全て知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成十四年徳島県規則第五十五号）第一号に掲げる政策監を経由しなければならない。ただし、当該政策監が不在の場合は、この限りでない。

一 企画総務部の所掌に属する事案（情報政策課の所掌に属する事案並びに全国知事会、近畿ブロック知事会及び四国知事会に関する事案に限る。）

二 生活環境部の所掌に属する事案

三 教育委員会及び労働委員会との連絡調整に関する事案

第六条中「課長にあつては、」を「部長にあつては第七条の二に規定する事項を、課長にあつては」に改める。

第七条第一項中「課長にあつては、」を「部長にあつては第七条の三に規定する事項を、課長にあつては」に改める。

第七条の四及び第七条の五を削る。

第七条の三の見出しを「（出納局長の専決事項）」に改め、同条中「局長」を「出納局長」に、「別表第四の四」を「別表第四の六」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の二の見出しを「（知事戦略局長及び秘書室長の専決事項）」に改め、同条中「知事戦略公室長及び上席秘書幹」を「知事戦略局長及び秘書室長」に、「別表第四の三」を「別表第四の五」に改め、同条を第七条の四とする。

第七条の次に次の二条を加える。

（担当部長の共通専決事項）

第七条の二 担当部長は、その所掌に係る事務に関し、別表第四の三に掲げる事項を専決するものとする。

（担当部長の個別専決事項）

第七条の三 担当部長は、前条に規定するもののほか、その所掌に係る事務に関し、別表第四の四に掲げる事項を専決するものとする。

第七条の六第一項中「男女参画・人権課」を「多文化共生・人権課」に改め、同条第二項中「男女参画・人権課並びに」を削り、「及び青少年・こども家庭課」を「こども家庭支援課及び男女参画・青少年課」に改め、「生活環境部長又は」を削る。

第八条中「第七条の三」を「第七条の五」に改める。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（本部長の専決事項）

第八条の五 本部長は、別表第三一般的事項の項課長の欄第三十号及び第三十一号並びに別表第四防災対策推進課の項部長の欄第二号に掲げる事項を専決することができる。

第九条の二第一項中「徳島県事務委任規則」の下に「（昭和四十二年徳島県規則第十六号）」を加える。

第十三条（見出しを含む。）中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第十四条第四項中「調整課長」を「審査調整課長」に改め、同条第六項中「同条第三項に規定する」の下に「許可事務指導室長、」を加える。

第十九条の表知事の事務部局の項を次のように改める。

知 事 の 事 務 部 局	
知事	
副知事が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては同項に規定する政策監、同条第四項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては同項に規定す	主務部長、主務担当部長、知事戦略局長又は会計管理者（第三条第四項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものに限り。）にあつては、同項に規定する政策監及び主務部長又は主務担当部長とし、当該政策監、主務部長又は主務

東部各局の 長	東部各局の 部長	会計管理者	担当部長	知事戦略局 長	出納局長	秘書室長	課長及び課 内室長	本部長	東部各局の 長	東部各局の
東部各局の長が指定	東部各局の長が指定する副局長	出納局長	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	プロジェクト統括監	出納局副局長	副室長	副課長	副本部長（本部に二人以上の副本部長が置かれているときは、本部長が指定する副本部長）	東部各局の長が指定する職員	東部各局の長が指定する職員
		出納局副局長	主務課長	秘書室長						

副局長等	センター等の長		支所長		センター内課長		総合県民局の長		総合県民局の部長等	
	センター等の長の補佐職が置かれていないセンター等	センター等の長の補佐職が置かれていないセンター等	支所長の補佐職が置かれていない支所	支所長の補佐職が置かれていない支所	センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課等	センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課等	部	室		
する職員	センター等の長の補佐職（センター等に二人以上の補佐職が置かれているときは、センター等の長が指定する補佐職）		支所長の補佐職		センター内課長の補佐職		副局長	副局長	総合県民局の当該部長が指定する職員	総合県民局の当該室長が指定する職員
							総合県民局の主務部長又は総合県民局の長が指定する職員	主務室長		

「」

「」

知事	企画総務部長
----	--------

知事	企画総務部広域行政担当部長
----	---------------

、「教育委員会との連絡調整を担任する副知事」を「第三条第三項に規定する政策監」に改め、同表労働委員会事務局の項中「調整課長」を「審査調整課長」に、「調整課副課長」を「審査調整課副課長」に改め、同表警察本部の項を次のように改める。

警 察 本 部							
知事	企画総務部 広域行政担 当部長	警察本部長	課長等				
			課	隊	生活安全部生活安全 企画課許可事務指導 室	交通部交通指導課高 速道路交通警察隊	交通部運転免許課阿 南分室及び阿波分室
公安委員会との連絡 調整を担任する副知 事	企画総務部管財課長	警務部長	次長（課に二人以上 の次長が置かれてい るときは、課長が指 定する次長）	副隊長	指導官、専門官又は 室長補佐のうち許可 事務指導室長が指定 する者	指導官又は隊長補佐 のうち高速道路交通 警察隊長が指定する 者	指導官、専門官又は 室長補佐のうち分室 長が指定する者
企画総務部長	刑事部長	課長が指定する職員	隊長が指定する職員				

警察署長	副署長	警察署長が指定する職員

別表第一各部の共通事項の項第二十五号の5の(一)中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同号の7の(一)中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加え、同表危機管理部に属する事項の項第四号を削り、同表生活環境部に属する事項の項第四号を次のように改める。

四 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第十条第一項の規定による消費者基本計画の策定
- 2 第三十五条第一項の規定による重要生活関連商品の指定及び同条第二項の規定による告示

別表第一生活環境部に属する事項の項の次に次のように加える。

こども未来部に属する事項

一 徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）第八条第一項の規定による基本計画の策定

別表第一県土整備部に属する事項の項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に関する次のこと。

- 1 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定

- 2 第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定

別表第三中「第七条の四」を「第八条の五」に改め、同表服務関係事項の項部長の欄第一号の2中「所属の」の下に「担当部長、」を加え、「副部長等」を「担当部長等」に改め、同号の3中「副部長」を「担当部長」に改め、同欄第二号から第四号までの規定中「副部長」を「担当部長」に改め、同欄第五号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「副部長」を「担当部長」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同号の2から4までの規定中「副部長」を「担当部長」に改め、同欄第六号中「副部長」を「担当部長」に改め、同欄第八号中「副部長」を「担当部長」に改め、同号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加え、同項課長の欄第五号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同欄第七号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加える。

別表第四中「第七条の四、第八条の四」を「第八条の四、第八条の五」に改め、同表防災対策推進課の項部長の欄第一号中17を削り、18を17とし、19を削り、20を18とし、同表防災対策推進課の事前復興室の項の項名を「被災者支援推進室」に改め、同項部長の欄中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 災害対策基本法に関する次のこと。

1 第八十六条の十四第一項の規定による被災者の運送の要請及び同条第二項の規定による被災者の運送の指示

2 第八十六条の十六第一項の規定による物資又は資材の供給の要請又は要求及び同条第二項の規定による必要な措置の実施

別表第四消費者政策課の項及び安全衛生課の項を削り、同表政策企画課の項及び総務監察課の項を次のように改める。

政策企画課	一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に関する次のこと。 1 第四条第一項の規定による指定試験機関への試験事務の委任 2 第四条の十五第一項の規定による試験事務の委任の撤回	一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に関する次のこと。 1 第十四条第一項の規定による規則の認証 2 第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証 3 第三十九条第一項の規定による合併の認証 4 第四十六条第一項の規定による任意解散の認証 5 第四十九条第三項の規定による清算人の選任の請求 6 第七十九条第一項の規定による事業の停止命令 7 第八十条第一項の規定による認証の取消し 8 第八十一条第一項の規定による解散の請求 9 第八十二条ただし書の規定による随伴者の数の制限 二 行政書士法に関する次のこと。 1 第三条第二項の規定による行政書士試験の実施 2 第四条の八第二項の規定による意見の陳述 3 第四条の九第二項の規定による意見の陳述 4 第四条の十一第二項の規定による指定試験機関への指示 5 第四条の十二第二項の規定による報告の徴収又は当該職員に
-------	---	---

よる立入検査

6 第四条の十三第三項の規定による総務大臣への意見の陳述

7 第四条の十六第一項の規定による試験の実施

8 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員による立入検査

9 第十四条の規定による行政書士の業務の禁止等の処分

10 第十四条の二の規定による行政書士法人の解散等の処分

11 第十四条の五の規定による懲戒処分公告

12 第十六条の二の規定による行政書士会の会則の認可

13 第十八条の六の規定による行政書士会からの報告の徴収及び業務についての勧告

三 行政書士法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二十一号）第二条の規定による行政書士試験の合格者の決定

四 地方行財政調査の実施及び資料の収集

五 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（政策企画課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。）

2 パートタイム会計年度任用職員の任免（政策企画課に係るものに限る。）

六 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（企画総務部に所属する職員に限る。）の指定（行政考査員及び特別考査員に係るものを除く。）

法制監察課	一 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）に関する次のこと（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。 1 第三条の規定による考査の実施の決定 2 第四条第三項の規定による行政考査員及び特別考査員の指名 二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に関する次のこと。 1 第九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名及び通知 2 第十七条（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による名簿の作成 三 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第一条第一項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び同令第一条第二項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名の取消し	一 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第二条第一項（同条例第四条及び第七条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の徴収（徳島県公安委員会に対してされた審査請求に係るものを除く。） 二 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に関する次のこと。 1 第二十二条第二項の規定による第三種郵便物の承認の申請 2 第二十六条の規定による定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更の承認の申請 3 第三十四条の規定による宛名の変更又は取戻しの請求 4 第三十八条第一項ただし書の規定による郵便差出箱の設置の承認の申請 三 徳島県報の発行 四 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）第九条第二項の規定による公文書の管理状況の概要の公表 五 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（法制監察課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（法制監察課に係るものに限る。）
-------	---	--

別表第四人事課の項部長の欄第六号中「第三項」を「第四項」に改め、同表職員厚生課の項課長の欄第七号の4中「第五十八条ノ二」を「第五十八条ノ二第一項」に改め、同号の7中「第七十七条」を「第七十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄第九号の6を次のように改める。

6 第三十三条の二第一項の規定による刑に処せられたかどうか等の調査並びに受刑

期間中の退隠料及び増加退隠料の停止並びに同条第二項（第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による退隠料及び増加退隠料並びに扶助料の停止
別表第四職員厚生課の項課長の欄第九号の9中「第四十九条」を「第四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「扶助料権」を「扶助料」に改め、同表財政課の項課長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表市町村課の項の次に次のように加える。

地域連携課	一 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。） 二 地域人口の急減に対処するため の特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。 1 第三条第一項の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知及び公示 2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示 3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新 4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示 5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令 6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示 三 過疎地域の持続的発展の支援に	一 地域人口の急減に対処するため の特定地域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。 1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取 2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示 3 第八条の規定による廃止の届出の受理 4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問 二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。 1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表 2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。） 3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査
-------	--	--

	四 山村振興法第八條第一項又は第八條の三第一項の規定による市町村との協議及び同意（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）
	四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。 1 第七條第一項の規定による振興山村の指定の申請 2 第七條の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成 五 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第十條第二項の規定による協力要請

別表第四にぎわい政策課の項を次のように改める。

にぎわい政策課	
交流拠点室	一 徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）別表第二その一の表の規定による子ども科学館の企画展の使用料の額の決定
	一 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三條第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限り。） 二 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（観光スポーツ文化部に所属する職員に限る。）の指定
	三 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）に関する次のこと。 1 第四條第二号の規定による補修等の指定 2 第五條の規定による臨時に休館することの承認 3 第六條第二項の規定による供

用時間を臨時に変更することの承認

4 第八条第二項及び第四項の規定による利用料金の額の承認

5 第八条第七項の規定による利用料金等の全部又は一部の免除の承認

6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

四 徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理規則（昭和六十年徳島県規則第三十号）第二条の規定による利用者心得等の制定

五 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除

5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

六 徳島県立産業観光交流センター管理規則（平成五年徳島県規則第五十号）に関する次のこと。

1 第五条の規定による利用者心得等の制定

2 第六条第三項ただし書及び第四項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定並びに同条第五項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

3 別表第一の規定による用具及び使用料の額の決定

七 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による利用することができる日の変更の承認

3 第六条第二項の規定による利用することができる時間の変更の承認

4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認

5 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

八 徳島県立渦の道管理規則（平成十二年徳島県規則第二百二号）第二十条の規定による利用者心得等の制定

九 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条の規定による利用することができない日の承認

3 第六条ただし書の規定による利用できる時間の変更の承認

4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

十 徳島県立出島野鳥公園管理規則（平成十二年徳島県規則第七号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による利用者心得等の制定 2 第五条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付 十一 徳島県立あすたむらんど施設及び管理に関する条例に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条ただし書の規定による休業日の変更の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間の変更の承認 4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除 5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 十二 徳島県立あすたむらんど管理規則（平成十三年徳島県規則第四十八号）に関する次のこと。 1 第四条の規定による利用者心得等の制定 2 第五条第三項の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付 十三 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例（平成十年徳島県条例第二号）に関する次のこと。 1 第五条ただし書の規定による利用することができる日及び時間の変更の承認 2 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認	
--	--

3 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認 4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 十四 徳島県立美馬野外交流の郷管理規則（平成十年徳島県規則第五十八号）第四条の規定による利用者心得等の制定	

別表第四観光政策課の項の項名を「観光企画課」に改め、同項部長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項課長の欄第三号及び第四号を削り、同項の次に次のように加える。

観光誘客課	一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に関する次のこと（2から4までにあつては宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の外国語による説明（以下「宿泊者の安全の確保等」という。）並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限り、5から7までにあつては宿泊者の安全の確保等に係るものに限る。）。 1 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求 2 第十五条の規定による業務改善命令 3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知
	一 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による供用時間の変更の承認 3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認 4 第十一条ただし書の規定による賠償責任の免除 二 徳島県立航空旅客取扱施設管理規則（平成二十九年徳島県規則第四十五号）第四条の規定による利用者心得等の承認

4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問 5 第四十一条第二項の規定による業務改善命令 6 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣への処分の要請 7 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問	

別表第四スポーツ振興課の項課長の欄第一号中「徳島県都市公園条例」の下に「（昭和三十三年徳島県条例第二十号）」を加え、同表文化振興課の項を次のように改める。

文化振興課	一 徳島県文化賞規程（昭和五十年徳島県告示第百八十八号）の施行に関する事務の処理	
文化創造室	二 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）別表第二の規定による特別展の観覧料の額の決定	一 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第十二条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第六項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認 5 第十四条第一項ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

二 徳島県郷土文化会館管理規則（昭和四十六年徳島県規則第七十四号）に関する次のこと。

1 第二条第二項ただし書の規定による使用許可申請書の提出時期の特例の承認

2 第四条の規定による使用者心得等の制定

三 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条ただし書の規定による休館日を変更することの承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を変更することの承認

4 第十条第三項の規定による観覧料又は使用料の全部又は一部の免除

5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

四 徳島県立文学書道館管理規則（平成十四年徳島県規則第七十二号）に関する次のこと。

1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の提出時期の特例の承認

2 第四条の規定による利用者心得等の制定

3 第五条の規定による文学書道資料の撮影等の承認

4 第七条第一項ただし書の規定による観覧料等の徴収の時期及び方法の特例の決定

5 第八条ただし書の規定による観覧料等の全部又は一部の還付

6 別表の規定による用具及び使用料の額の決定

- 五 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）に関する次のこと。
- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
- 2 第五条第二項の規定による臨時に休館日を変更することの承認
- 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
- 4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認
- 5 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 六 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理規則（平成十八年徳島県規則第十八号）第二条の規定による利用者心得等の制定

別表第四生活環境政策課の項を次のように改める。

生活環境政策課	一 特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）に関する次のこと（1から8までにあつては、一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。 1 第十二条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 2 第十三条第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し 3 第十七条の三の規定による仮理選の選任
一 特定非営利活動促進法に関する次のこと。	1 第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 2 第四十九条第二項（第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示 3 第五十三条第二項（第六十二

4	第十七条の四の規定による特別代理人の選任	4	条において準用する場合を含む。 。）の規定による公示
5	第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証	4	第五十七条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による公示
6	第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定	5	第六十五条第三項の規定による公表及び同条第六項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示
7	第三十二条第二項の規定による解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	二	特定非営利活動促進法施行条例（平成十年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。
8	第三十四条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証	1	第九条の規定による閲覧又は謄写の場所の指定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
9	第四十一条第一項の規定による特定非営利活動法人に対する報告の徴収又は職員による立入検査	2	第二十二条の規定による閲覧又は謄写の場所の指定
10	第四十二条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令	三	特定非営利活動促進法施行細則（平成十年徳島県規則第八十五号）第八條第四項（同規則第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写の中止又は禁止の命令及び同規則第八條第五項（同規則第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写に關し必要な事項の制定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
11	第四十三条第一項又は第二項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	四	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第十九條第二項及び第五項（同条例第二十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表
12	第四十四条第一項の規定による認定	五	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
13	第五十一条第二項の規定による有効期間の更新		
14	第五十八条第一項の規定による特例認定		
15	第六十三条第一項又は第二項の規定による合併の認定		
16	第六十四条第一項又は第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査		
17	第六十五条第一項又は第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する改善勧告及び同条第四項の規定による認定特		

定非営利活動法人等に対する改 善命令 18 第六十六条第一項の規定による認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令 19 第六十七条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は特例認定の取消し 二 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）に関する次のこと。 1 第九条第二項の規定による確認 2 第十七条第二項の規定による確認 3 第十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査 4 第十九条第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による措置命令 5 第二十条第一項の規定によるその他の事業の停止命令	施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）第三十一条第一項の規定による閲覧又は謄写の場所の指定、同条第五項の規定による閲覧又は謄写の中止又は禁止の命令及び同条第六項の規定による閲覧又は謄写に關し必要な事項の制定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 六 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（生活環境部に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（生活環境部に係るものに限る。） 七 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（生活環境部に所属する職員に限る。）の指定
---	---

別表第四県民ふれあい課の項部長の欄第一号を削り、同項課長の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表労働雇用政策課の項を次のように改める。

労働雇用政策課 一 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定による公益事業の争議行為の公表 二 徳島県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年徳島県規則第百号）第七条の規定による職場適応訓練の実施基準の決定	一 労働関係調整法第九条の規定による争議行為の届出の受理 二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に関する次のこと。 1 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改善計画の認定等
--	--

	2 第五条第二項の規定による改善計画の認定の取消し 三 徳島県職場適応訓練委託規則に関する次のこと。 1 第六条第三項の規定による職場適応訓練実施決定通知書の職場適応訓練生への送付 2 第十五条の規定による状況報告の徴収又は調査

別表第四男女参画・人権課の項の項名を「多文化共生・人権課」に改め、同項部長の欄第四号を次のように改める。

四 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）に関する次のこと。

- 1 第二十七条の規定による勧告
- 2 第二十八条の規定による公表
- 3 第三十四条の規定による表彰

別表第四男女参画・人権課の項課長の欄第三号及び第四号を次のように改める。

三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に関する次のこと。

- 1 第二十一条第二項の規定による適合証の交付、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による適合証の返還命令
- 2 第二十二条第一項の規定による事前協議及び同条第二項の規定による協議の内容の変更に係る協議（建築物に係るものを除く。）
- 3 第二十三条の規定による指導又は助言（建築物に係るものを除く。）
- 4 第二十五条の規定による完了検査（建築物に係るものを除く。）
- 5 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査（建築物に係るものを除く。）

6 第二十九条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言

7 第三十条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言

8 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請（建築物に係るものを除く。）

四 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）に関する次のこと。

- 1 第五条第四号の規定による認定（建築物に係るものを除く。）
- 2 第十四条第三号の規定による公共的団体の認定

別表第四男女参画・人権課の項課長の欄に次の一号を加える。

五 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請に関する事務の処理
 - 2 第五条の規定による一般旅券（電磁的方法による記録を行うものに限る。）の作成に必要となる情報の送信及び当該作成された一般旅券の確認並びに一般旅券（電磁的方法による記録を行うものを除く。）の作成
 - 3 第八条第一項（第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第三項の規定による一般旅券の交付
 - 4 第九条第一項の規定による一般旅券への渡航先の追加の申請に関する事務の処理
 - 5 第十条第三項の規定による一般旅券（電磁的方法による記録を行うものに限る。）の作成に必要となる情報の送信及び当該作成された一般旅券の確認並びに一般旅券（電磁的方法による記録を行うものを除く。）の作成
 - 6 第十四条の規定による書面の交付
 - 7 第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出に関する事務の処理
 - 8 第十九条第四項の規定による書面の交付、同条第五項の規定による一般旅券の返納に関する事務の処理並びに同条第六項の規定による一般旅券の消印及び還付
- 別表第四男女参画・人権課の項の次に次のように加える。

消費者政策課		
一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）に関する次のこと。	一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）に関する次のこと。	一 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。
1 第七条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による資料の提出の要求	1 第七条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による資料の提出の要求	1 第十五条の規定による調査の実施
2 第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出命令又は職員による立入検査若しくは質問	2 第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出命令又は職員による立入検査若しくは質問	2 第十六条第一項の規定による情報提供
二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。	二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例に関する次のこと。	3 第二十七条の規定による指導又は勧告（同条第一号に係るものを除く。）
1 第十一条第二項の規定による試験、検査又は調査並びに同条第三項の規定による徳島県消費生活審議会の意見の聴取及び指導又は勧告	1 第十一条第二項の規定による試験、検査又は調査並びに同条第三項の規定による徳島県消費生活審議会の意見の聴取及び指導又は勧告	4 第二十七条の二第三項の規定による事業者に対する資料の提出の要求
2 第十六条第二項の規定による情報提供	2 第十六条第二項の規定による情報提供	5 第二十九条の規定による市町村への技術的な助言及び情報の提供等
3 第二十七条の規定による指導又は勧告（同条第一号に係るものを除く。）	3 第二十七条の規定による指導又は勧告（同条第一号に係るものを除く。）	6 第三十条第一項の規定による徳島県消費生活審議会に対するあつせん又は調停の要求
4 第二十七条の二第二項の規定	4 第二十七条の二第二項の規定	7 第三十一条第一項又は第二項の規定による訴訟資金の貸付け
		二 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例施行規則（平成十七年徳島県規

による禁止命令及び同条第二項の規定による公表

5 第二十八条第一項の規定による苦情等の処理

6 第三十二条第二項の規定による貸付金の返還の免除又は猶予

7 第三十四条の規定による事業者への協力要請

8 第三十七条の規定による重要生活関連商品に関する資料の提出の要求又は調査

9 第三十八条の規定による指導又は勧告

10 第五十四条第二項の規定による調査及び措置

11 第五十五条第一項の規定による立入調査等

12 第五十六条の規定による国等への措置要請等

13 第五十七条の規定による公表
三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）に関する次のこと。

1 第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百六条及び第三百七条第一項の規定による業務改善命令及び共済契約の募集停止命令

2 第五十条の十三の規定による共済計理人の解任命令

3 第五十三条の四第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認

4 第五十三条の五の規定による業務の停止命令その他必要な措置命令

5 第五十三条の十第一項の規定による共済調査人の選任及び同条第三項の規定による共済調査

。則第五十四号）に関する次のこと。

1 第十九条第一項の規定による貸付けの決定の取消し並びに同条第二項の規定による貸付金の返還及び利息の支払の命令

2 第二十五条の規定による報告又は説明の要求

三 消費生活モニターの委嘱

四 消費生活価格情報の調査対象品目の指定

五 消費生活協同組合法に関する次のこと。

1 第十条第三項ただし書の規定による他の事業を行うことの承認

2 第十二条第四項第二号及び第三号の規定による組合の員外利用の許可並びに同条第六項の規定による物品の供給事業を行う組合に対する措置命令

3 第四十条第四項（第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可並びに第四十条第五項及び第六項（これらの規定を第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による組合の規約の設定、変更又は廃止の認可

4 第五十条の九第一項ただし書の規定による価格変動準備金の積立てをしないことの認可及び同条第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しの認可

5 第五十三条の十七第二項（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による議決権の保有の承認

人の解任

- 6 第五十三条の十三の規定による契約条件の変更の承認
- 7 第五十八条（第六十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立等の認可

- 8 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可

- 9 第六十九条の規定による組合の合併の認可

- 10 第九十四条の二第二項の規定による改善計画の提出要求等又は業務の停止若しくは財産の供託の命令、財産の処分の禁止若しくは制限その他必要な命令、同条第四項の規定による認可の取消し及び同条第五項の規定による業務の停止若しくは役員解任の命令又は認可の取消し

- 11 第九十五条第一項の規定による組合の法令等の違反に対する措置命令、同条第二項の規定による役員解任命令又は事業の全部若しくは一部の停止命令及び同条第三項の規定による組合の解散命令

- 12 第九十六条第一項の規定による組合の議決又は選挙若しくは当選の取消し

四 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七条第一項の規定による販売業者等に対する指示
- 2 第八条第一項の規定による業務の停止等の命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令
- 3 第八条の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二

- 6 第九十三条の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収

- 7 第九十三条の二の規定による組合員その他組合の一般状況等に関する報告の徴収

- 8 第九十三条の三第一項の規定による組合に対する報告又は資料の提出の要求及び同条第二項の規定による参考となるべき報告又は資料の提出の要求

- 9 第九十四条の規定による組合の業務又は会計状況の検査

- 10 第九十四条の二第一項の規定による定款等に定めた事項の変更等の命令又は業務執行の方法の変更の命令

六 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による販売業者に対する指示及び同条第三項の規定による公表

- 2 第十条第二項の規定による調査の実施

- 3 第十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

七 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）に関する次のこと。

- 1 第四十条第一項の規定による報告の徴収

- 2 第四十一条第一項の規定による職員による立入検査

- 3 第四十二条第一項の規定による特定製品の提出命令

八 特定商取引に関する法律に関する次のこと。

- 1 第六条の二、第十二条の二及び第二十一条の二の規定による

項の規定による業務の停止命令 4 第十四条第一項の規定による販売業者等に対する指示及び同条第二項の規定による通信販売電子メール広告受託事業者に対する指示 5 第十五条第一項の規定による業務の停止等の命令並びに同条第二項及び第三項の規定による業務の停止命令 6 第十五条の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令 7 第二十二条第一項の規定による販売業者等に対する指示 8 第二十三条第一項の規定による業務の停止等の命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令 9 第二十三条の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令 10 第三十八条第一項の規定による統括者に対する指示、同条第二項の規定による勧誘者に対する指示、同条第三項の規定による一般連鎖販売業者に対する指示及び同条第四項の規定による連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示 11 第三十九条第一項から第三項までの規定による連鎖販売取引の停止等の命令並びに同条第四項及び第五項の規定による業務の停止命令 12 第三十九条の二第一項から第三項までの規定による業務の禁止命令及び同条第四項の規定に	販売業者等に対する資料の提出要求 2 第三十四条の二及び第三十六条の二の規定による統括者等に対する資料の提出要求 3 第四十三条の二及び第四十四条の二の規定による役務提供事業者等に対する資料の提出要求 4 第五十二条の二及び第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する資料の提出要求 5 第六十条第一項の規定による申出の受理 6 第六十六条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出の命令又は職員による立入検査若しくは質問、同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は職員による立入検査若しくは質問、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令 7 第六十六条の二の規定による照会又は協力の要請 8 第六十六条の五第一項の規定による公示送達 九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十七条第一項の規定による報告の要求又は立入検査
--	---

よる業務の停止命令

13 第四十六条第一項の規定による役務提供事業者等に対する指示

14 第四十七条第一項の規定による業務の停止等の命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

15 第四十七条の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

16 第五十六条第一項の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する指示及び同条第二項の規定による業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示

17 第五十七条第一項の規定による業務提供誘引販売取引の停止等の命令並びに同条第二項及び第三項の規定による業務の停止命令

18 第五十七条の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

19 第五十八条の十二第一項の規定による購入業者に対する指示

20 第五十八条の十三第一項の規定による業務の停止等の命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

21 第五十八条の十三の二第一項の規定による業務の禁止命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

22 第六十条第二項の規定による措置の実施

五 ゴルフ場等に係る会員契約の適

	正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）に関する次のこと。 1 第十条の規定による会員制事業者又は会員契約代行者に対する必要な措置をとるべき旨の指示 2 第十一条第一項の規定による会員制事業者又は会員契約代行者に対する業務の全部又は一部の停止命令及び同条第二項の規定による公表	一 徳島県食の安全安心推進条例第十五条第一項の規定による職員による立入検査等 二 食品表示法に関する次のこと。 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去及び同条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査若しくは質問 2 第十二条第三項の規定による調査 三 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）に関する次のこと。 1 第五条第三項、第四項及び第七項の規定による農林水産大臣に対する報告 2 第六条第三項、第四項及び第七項並びに第七条第三項及び第六項の規定による消費者庁長官に対する報告 四 徳島県食品表示の適正化等に関する条例第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査及び同条第二項の規定に
安全衛生課	一 徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）第十六条第一項の規定による報告、同条第四項の規定による勧告に従わない旨の公表及び同条第六項の規定による措置命令 二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項の規定による措置命令並びに同条第八項の規定による措置命令又は業務の停止命令 三 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）第二十二条の規定による勧告 四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第九条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令 五 不当景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定による措置命令 六 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十六条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定に	一 徳島県食の安全安心推進条例第十五条第一項の規定による職員による立入検査等 二 食品表示法に関する次のこと。 1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査、質問若しくは収去及び同条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入検査若しくは質問 2 第十二条第三項の規定による調査 三 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）に関する次のこと。 1 第五条第三項、第四項及び第七項の規定による農林水産大臣に対する報告 2 第六条第三項、第四項及び第七項並びに第七条第三項及び第六項の規定による消費者庁長官に対する報告 四 徳島県食品表示の適正化等に関する条例第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査及び同条第二項の規定に

よる措置命令及び同条第四項の規定による通知

七 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する次のこと。

1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への報告

2 第四十八条第六項第三号の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録

3 第五十八条第二項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告

八 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）に関する次のこと。

1 第九条第一項第一号の規定による養成施設の登録

2 第十七条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収

3 第十八条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し

4 第二十八条の規定による措置命令

5 第二十九条の規定による措置命令

6 第三十条の規定による登録の取消し又は業務の停止命令

7 第三十二条の規定による報告の徴収

8 第三十三条第一項の規定による職員による立入検査

九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号

よる職員による食品の提出の要求

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査又は質問

六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第七条第三項及び第四項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告

七 不当景品類及び不当表示防止法に関する次のこと。

1 第七条第二項の規定による資料の提出の要求

2 第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出命令又は職員による立入検査若しくは質問

八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する次のこと。

1 第二十一条の規定による指定検査機関の指定

2 第二十三条第一項及び第三項の規定による公示

3 第二十六条第一項の規定による認可及び同条第三項の規定による解任命令

4 第二十八条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による変更命令

5 第二十九条第一項の規定による認可

6 第三十一条の規定による監督命令

7 第三十二条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による公示

8 第三十三条第一項の規定によ

の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録	る指定の取消し、同条第二項の規定による指定の取消し又は業務の停止命令及び同条第三項の規定による公示
十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）に関する次のこと。	9 第三十七条第二項の規定による報告の徴収
1 第四条の規定による報告の徴収	10 第三十八条第二項の規定による職員による立入検査又は質問
2 第五条の規定による登録の取消し	九 化製場等に関する法律施行細則（昭和五十九年徳島県規則第四十九号）第十条の規定による区域の指定等の告示
3 第十五条の規定による措置命令	十 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第二項ただし書の規定による牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可
4 第十六条の規定による措置命令 5 第十七条の規定による登録の取消し又は業務の停止命令 6 第二十条第一項の規定による職員による立入検査	十一 徳島県ふぐの処理等に関する条例に関する次のこと。
十一 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定	1 第五条第二項の規定によるふぐ処理師の免許
十二 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）に関する次のこと。	2 第七条の規定によるふぐ処理師試験の実施
1 第二十一条第一項の規定による変更又は廃止の承認	3 第八条（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるふぐ処理師の免許の拒否
2 第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示	4 第九条第一項の規定によるふぐ処理師免許の更新
3 第二十三条の規定による指定の取消し	5 第十条の規定によるふぐ処理師免許証の交付
十三 旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）第二条第一項第四号の規定による指定及びその取消し	6 第十一条第一項の規定によるふぐ処理師免許証の書換え交付及び同条第二項の規定によるふぐ処理師免許証の再交付
十四 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第十四条第一項の規定によ	十二 徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成二十五年徳島県規則第十四号）第八条の規定によるふぐ処理師試験の告示
	十三 農林水産物及び食品の輸出の

るふぐ処理師免許の取消し及び同条第二項の規定によるふぐ処理師免許の取消し又は効力の停止

十五 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）に関する次のこと。

- 1 第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定
- 2 附則第二条第一号ハ及びニの規定による養成所の指定

十六 愛玩動物看護師養成所指定規則（令和三年 農林水産省 令第七号 環境省）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項（第九条において読み替えて適用する場合及び附則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の承認（第九条において読み替えて適用する場合にあつては、協議）

- 2 第六条第一項（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び

第六条第二項（第九条において読み替えて適用する場合及び附則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第九条において読み替えて適用する場合にあつては、勧告）

- 3 第七条（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し

- 4 第八条（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則

促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り。）。

- 1 第十七条第二項の規定による認定、同条第五項の規定による認定の取消し及び同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告

- 2 第五十三条第五項の規定による適合施設の認定の取消し

十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和財 務 省

二年厚生労働省令第一号）に関する農林水産省

ること（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り。）。

- 1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

- 2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

- 3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

十五 徳島県獣医師修学資金貸与条例（平成二十三年徳島県条例第二十九号）に関する次のこと。

- 1 第五条第一項の規定による修学資金の貸与契約の解除、同条第二項の規定による修学資金の貸与の休止及び同条第三項の規定による修学資金の貸与の保留

- 2 第六条の規定による修学資金の返還の債務の免除

- 3 第七条ただし書の規定による修学資金の返還期限の決定

- 4 第八条の規定による修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除

第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し

十七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）に関する次のこと。

1 第九条第一項の規定による適正化規程の設定及び変更の認可

2 第十一条第一項（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による適正化規程等の変更命令又は認可の取消し及び第十一条第二項（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し

3 第十三条第一項（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による公正取引委員会に対する協議及び第十三条第二項（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による公正取引委員会に対する通知

4 第十四条の二第一項の規定による共済規程の設定の認可及び同条第三項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可

5 第十四条の十第一項の規定による組合協約の締結又は変更の認可

6 第十四条の十二第一項（第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による組合協約の締結に関するあつせん等及び第十四条の十二第二項（第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による調停案の受諾の勧告

5 第九条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予

十六 徳島県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による獣医師修学資金貸与申請書の提出期限の決定

2 第五条第三項ただし書の規定による修学資金の貸与方法の特例の決定

十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に関する次のこと。

1 第六条第二項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による犬の捕獲人の指定

2 第八条第三項の規定による狂犬病にかかった犬等の届出に係る報告及び通報

十八 狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十九号）第七条第一項の規定による犬の捕獲人の指定の取消し又は業務の停止命令

十九 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に関する次のこと。

1 第十二条（第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による適正化規程等の廃止の届出の受理

2 第二十八条第三項（第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可及び第二十八条第五項（第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）

等	
7 第二十四条第一項（第五十二 条の十第一項において準用する 場合を含む。）の規定による組 合の設立の認可	（）の規定による定款の変更の届 出の受理
8 第五十条第二項の規定による 総会の決議の認可	3 第四十二条（第三十八条第五 項、第四十九条第六項、第五十 二条及び第五十二条の十第一項 において準用する場合を含む。 ）の規定による総会等の招集の 承認
9 第五十二条の二（第五十二条 の十第一項において準用する場 合を含む。）の規定による役員 の解任の勧告	4 第五十七条の三第四項の規定 による都道府県指導センターの 所在地の変更届の受理及び同条 第五項の規定による所在地の変 更の公示
10 第五十二条の三（第五十二条 の十第一項において準用する場 合を含む。）の規定による組合 の解散の命令	5 第五十七条の四第二項の規定 による事業の委託の承認及び同 条第三項の規定による手数料の 徴収の承認
11 第五十二条の四第一項の規定 による小組合の設立の認可	6 第六十条第一項の規定による 報告の徴収又は職員による立入 検査及び同条第五項の規定によ る申出に係る事項に関する調査 等
12 第五十二条の七第三項の規定 による小組合の合併の認可	二十 理容師法第十一条の四第二項 の規定による講習会の指定
13 第五十六条の三第一項の規定 による振興計画の認定	二十一 理容師法施行規則（平成十 年厚生省令第四号）に関する次の こと。
14 第五十六条の六第一項の規定 による営業に関する改善の勧告 並びに同条第二項の規定による 勧告をするかどうかの決定及び 結果の通知	1 附則第七条第十二号の規定に よる認定
15 第五十七条の三第一項の規定 による都道府県指導センターの 指定及び同条第三項の規定によ る名称等の公示	2 附則第八条第六号の規定によ る認定
16 第五十七条の六の規定による 役員の解任の勧告	二十二 理容師法施行条例（平成十 二年徳島県条例第二十八号）第八 条第一項の規定による公表
17 第五十七条の七の規定による 事業の運営等の改善命令	二十三 美容師法第十二条の三第二 項の規定による講習会の指定
18 第五十七条の八の規定による 都道府県指導センターの指定の 取消し	二十四 美容師法施行規則（平成十 年厚生省令第七号）に関する次の こと。
19 第六十二条第一項の規定によ る意見の聴取及び同条第二項の 規定による意見の聴取の期日等	1 附則第七条第十二号の規定に

の通知

十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）第六条第一項の規定による振興計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

十九 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項の規定による理容師養成施設の指定
二十 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による変更等の承認及び同条第三項の規定による廃止の承認

2 第十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示

3 第十三条第一項の規定による指定の取消し

二十一 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第三項の規定による美容師養成施設の指定
二十二 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による変更等の承認及び同条第三項の規定による廃止の承認

2 第十一条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示

3 第十二条第一項の規定による指定の取消し

二十三 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十二条の規定によるクリーニング師の免許の取消し

二十四 住宅宿泊事業法に関する次

よる認定

2 附則第八条第六号の規定による認定

二十五 美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）第八条第一項の規定による公表

二十六 クリーニング業法に関する次のこと。

1 第六条の規定によるクリーニング師の免許

2 第七条第一項の規定によるクリーニング師試験の実施

3 第八条第一項の規定による原簿への登録

4 第八条の二第一項の規定による研修の指定

5 第八条の三の規定による講習の指定

二十七 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）に関する次のこと。

1 第一条第二項の規定による免許証の訂正

2 第二条の規定によるクリーニング師の免許の取消しに関する通知

二十八 クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）に関する次のこと。

1 第六条の規定によるクリーニング師試験の期日等の告示

2 第八条の規定による受験の禁止又は試験の合格の決定の取消し

二十九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第四項の規定による処分が行われる必要がある旨の申出

三十 食中毒に関する統計調査の報

のこと（5から7までにあつては、観光スポーツ文化部長の専決に係るものを除く。）。

1 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）

の規定による宿泊者名簿の提出の要求

2 第十五条の規定による業務改善命令

3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知

4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

5 第四十一条第二項の規定による業務改善命令

6 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣への処分の要請

7 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

別表第四サステナブル社会推進課の項部長の欄第一号の1中「第二十一条第十三項」を「第二十一条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項課長の欄第四号中「こと」の下に「（4から7まで及び9から16までにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同号の4から13までを次のように改める。

4 第十五条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による許可

5 第十六条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令及び第十六条第二項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し

6 第十七条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

7 第二十条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定

8 第二十条第三項（同条第十項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに第二十条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び指定案の縦覧

9 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定案についての意見書の受理及び第二十条第六項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催

10 第二十一条第一項の規定による許可並びに同条第六項第三号の規定による方法及び限度の指定

11 第二十二条第四項第三号の規定による許可

12 第二十四条第一項の規定による緩衝地区内での行為の届出の受理、同条第二項の規定による禁止若しくは制限又は措置命令、同条第三項の規定による期間の決定及び同条第五項の規定による通知

13 第二十五条第一項の規定による指示及び同条第二項の規定による違反行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令

別表第四サステナブル社会推進課の項課長の欄第四号中18を21とし、14から17までを3ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査

15 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による希少野生生物保護区等の指定等の提案の受理及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

16 第二十八条第一項の規定による職員による土地への立入り

別表第四サステナブル社会推進課の項課長の欄第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）に関する次のこと。

1 第九条第七項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第九項の規定による回復した許可証又は従事者証の返納の受理

2 第十五条第三号トの規定による鉱物の採掘等の届出等の受理

別表第四環境指導課の項部長の欄第一号の16中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、同表環境管理課の項部長の欄第十五号の15を削り、同号の16中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同16を同号の15とし、同号中17を削り、18を16とし、19から21までを2ずつ繰り上げ、同表こども未来政策課の項部長の欄第二号を次のように改める。

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に関する次のこと。

1 第六条（第百五十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による教育の調査等に関し必要な報告書の提出の要求

2 第十五条の規定による私立学校審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項

の承認

- 3 第十九条第二項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による収益事業の種類の決定及びその公告
 - 4 第二十四条第一項（第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の認可
 - 5 第二十五条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の補充
 - 6 第三十四条第二項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任
 - 7 第五十条第二項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による一時監事の職務を行うべき者の選任
 - 8 第六十五条第二項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
 - 9 第七十二条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による評議員会の招集の許可
 - 10 第百八条第三項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の変更の認可
 - 11 第百九条第三項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等の解散の認可
 - 12 第百十二条第二項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による清算人の選任
 - 13 第百二十一条第六項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所に対する意見の陳述
 - 14 第百二十六条第三項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等の合併の認可
 - 15 第百三十三条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令及び第百三十三条第十項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による役員又は評議員の解任勧告
 - 16 第百三十四条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による収益事業の停止命令
 - 17 第百三十五条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人等に対する解散命令
 - 18 第百三十六条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査
 - 19 第百五十二条第七項の規定による組織変更の認可
- 別表第四こども未来政策課の項部長の欄第三号中「第三条第二項」を「第七条第二項」に改め、同項課長の欄第一号中「第二条第五項第三号、第四条第一項第三号及び第六項第三号、第五条第一項第六号、第六条第一項第九号並びに第九条第六項第四号」を「第三条第五項第三号、第四十四条第一項第三号及び第六項第三号、第四十七条第一項第六号、第四十八条第一項第九号並びに第五十七条第六項第四号」に改め、同欄第二号の2中「第十

四 第三条第三項ただし書」を「第十四条第二項ただし書」に、「監査報告書の添付」を「監査」に改め、同表青少年・こども家庭課の項の項名を「こども家庭支援課」に改め、同項部長の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

男女参画・青少年課	一 徳島県男女共同参画推進条例に関する次のこと。	一 徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）に関する次のこと。
	1 第八条第四項の規定による徳島県男女共同参画会議の意見の聴取及び同条第五項の規定による基本計画の公表 2 第十三条の規定による基本計画に基づく施策の推進状況の公表 3 第十七条第二項の規定による徳島県男女共同参画会議の意見の聴取及び同条第三項の規定による処理の結果の報告 二 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）に関する次のこと。 1 第八条第八項の規定による勧告及び同条第九項の規定による命令 2 第十条第五項の規定による措置命令 3 第十条の二第六項の規定による有害広告文書等の除去命令 4 第十一条の三第三項の規定による有害図書類等の除去命令 5 第十七条第一項の規定による立入調査を行う者の指定	一 徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の決定及び同条第三項の規定による臨時に休館すること等の承認 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの決定及び同条第三項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第八条の規定による利用の制限 5 第十条第二項の規定による使用料の全部又は一部の免除 6 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 二 徳島県立男女共同参画総合支援センター管理規則（平成十八年徳島県規則第七十号）に関する次のこと。 1 第四条の規定による利用者心得等の制定 2 第六条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定 3 第七条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付 三 徳島県青少年健全育成条例に関

する次のこと。

- 1 第五条の二の規定による優良
興行又は優良図書類の推奨
 - 2 第七条第一項の規定による有
害興行の指定及び同条第四項の
規定による有害興行の指定の取
消し
 - 3 第八条第一項の規定による有
害図書類の指定及び同条第三項
第三号ハの規定による団体の指
定
 - 4 第十条第一項の規定による有
害広告物の指定
 - 5 第十条の二第一項の規定によ
る有害広告文書等の指定
 - 6 第十一条第一項の規定による
有害玩具類の指定
 - 7 第十一条の四ただし書の規定
による自動販売機管理者を置く
ことを要しない自動販売機の認
定
 - 8 第十一条の五の規定による図
書類等を販売する自動販売機の
設置等の届出の受理
 - 9 第二十三条の二第一項の規定
による徳島県青少年健全育成審
議会への諮問及び同条第二項の
規定による徳島県青少年健全育
成審議会への通知
- 四 徳島県青少年センターの設置及
び管理に関する条例（昭和四十八
年徳島県条例第四十八号）に関す
る次のこと。
- 1 第二条の規定による団体の認
定
 - 2 第五条第二号の規定による補
修等の指定
 - 3 第六条第二項の規定による臨
時休館等の承認
 - 4 第七条第二項の規定による供
-

用時間の変更の承認 5 第十三条第一項ただし書の規定による賠償責任の免除 6 第十四条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認 五 徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）に関する次のこと。 1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の事前提出の承認 2 第四条の規定による利用者心得等の承認 3 別表第一その二の表の規定による用具及び利用料金の基準額の決定	

別表第四地域共生推進課の項部長の欄第八号中「第九条」を「第九条第七号」に改め、同項課長の欄第十五号中「の規定」を「及び第三項の規定」に改め、同表医療政策課の広域医療室の項の項名を「救急・災害医療対策室」に改め、同表企業支援課の項を次のように改める。

企業支援課	一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）に関する次のこと。 1 第二条の規定による購買会事業を行う者に対する措置命令 2 第十五条の規定による中小小売商の紛争のあつせん又は調停 3 第十六条の三第一項の規定による大企業者に対する調整勧告及び同条第四項（第十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による大企業者への勧告に従わない旨の公表 4 第十六条の四第一項の規定に
	一 小売商業調整特別措置法に関する次のこと。 1 第十四条の二第二項の規定による大企業者の事業計画の調査及び調査結果の中小小売商団体への通知 2 第十六条第四項の規定による調停員の勧告に係る調停案の公表 3 第十六条の二第二項の規定による中小小売商団体から調整の申出があつた旨の大企業者への通知 4 第十六条の三第三項の規定に

よる大企業者に対する事業計画の実施を一時停止すべきことの勧告

5 第十六条の五第一項の規定による大企業者に対する調整命令及び同条第二項の規定による利害関係者の意見の聴取

6 第十七条の規定による紛争を解決するための勧告

二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）に関する次のこと。

1 第三十六条第一項の規定による組合の設立の認可

2 第七十三条第三項の規定による組合の合併の認可

3 第八十六条の規定による組合に対する解散命令

三 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第一項の規定による商店街整備計画の認定、同条第二項の規定による店舗集団化計画の認定、同条第三項の規定による共同店舗等整備計画の認定及び同条第六項の規定による商店街整備等支援計画の認定

四 中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第九条第二項の規定による商店街整備計画等の認定の取消し

五 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項の規定による知事を経由してなされた調整の申出に係る主務大臣に対する意見の申出

六 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）に関する次のこと。

よる利害関係者の意見の聴取及び同条第五項の規定による勧告の内容等の中小小売商団体への通知

5 第十九条第一項の規定による購買会事業を行う者等からの報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第二項の規定による大企業者からの報告の徴収

二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）に関する次のこと。

1 第三十五条の三の二十一第一項の規定による改善命令（第三十五条の三の五第一項各号のいずれかに該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。）

2 第三十五条の三の三十二第二項の規定による業務の停止命令（個別信用購入あつせん業者が1に規定する改善命令に違反している場合におけるものに限る。）

3 第四十条第一項及び第五項の規定による報告の徴収（前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に係るものに限る。）

4 第四十条第三項及び第十項の規定による報告又は帳簿、書類その他の物件の提出の命令（1に規定する場合及び2に規定する場合におけるものに限る。）

5 第四十一条第一項の規定による当該職員による立入検査（前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に係るものに限る。）

	1 第六条第一項の規定による総合効率化計画の認定 2 第七条第二項の規定による総合効率化計画の認定の取消し 七 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）に関する次のこと。 1 第八条第四項の規定による意見の通知又は意見のない旨の通知並びに同条第六項の規定による公告及び縦覧 2 第九条第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による通知及び公告並びに同条第七項の規定による公表 八 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に関する次のこと。 1 第十二条の五の規定による協会の仮理事の選任 2 第三十三条の規定による業務方法書の変更の認可 3 第三十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に関する次のこと。 1 第二十四条の六の四第一項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令及び同条第二項の規定による役員の解任命令 2 第二十四条の六の五第一項の規定による登録の取消し 3 第二十四条の六の六第一項の規定による登録の取消し 十 徳島県中小企業融資制度による貸付けの承認（観光施設整備資金に係るものを除く。） 十一 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）に関する次	6 第四十一条第一項及び第五項の規定による当該職員による立入検査（1に規定する場合及び2に規定する場合におけるものに限る。） 三 商店街振興組合法に関する次のこと。 1 第五十九条の規定による組合員による総会の招集の承認 2 第六十二条第二項の規定による組合の定款の変更の認可 3 第八十一条第二項の規定による組合の業務又は会計の状況の検査 4 第八十三条の規定による組合からの報告の徴収 5 第八十四条第一項の規定による組合からの報告の徴収又は組合の業務若しくは会計の状況の検査 6 第八十五条の規定による組合の法令違反等に対する措置命令 7 第八十七条第一項の規定による解散命令の要旨の官報への掲載 四 中小小売商業振興法第十三条第一項の規定による商店街整備計画等の実施状況の報告の徴収 五 中小小売商業振興法施行令第九条第一項の規定による商店街整備計画等の変更の認定 六 物資の流通の効率化に関する法律に関する次のこと。 1 第七条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定 2 第九条第一項の規定による特定流通業務施設の確認 3 第二十九条の規定による報告の徴収 七 大規模小売店舗立地法に関する
--	--	---

のこと。

1 第四条第一項の規定による中小企業支援事業の実施に関する計画の策定及び経済産業大臣への届出

2 第七条第一項の規定による中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせる者の指定

十二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に関する次のこと。

1 第七条の規定による確認

2 第十四条第三項の規定による経営革新計画の承認

3 第十五条第一項の規定による経営革新計画の変更の承認及び同条第二項の規定による経営革新計画の承認の取消し

次のこと。

1 第五条第三項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

2 第六条第六項の規定による公告

3 第八条第一項の規定による市町村への通知及び意見の聴取並びに同条第三項の規定による公告及び縦覧

八 貸金業法に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新

2 第八条第二項の規定による登録

3 第二十四条の六の三第一項の規定による業務改善命令

4 第二十四条の六の七の規定による登録の抹消

5 第二十四条の六の十第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の命令並びに同条第三項及び第四項の規定による当該職員による立入検査

6 第二十四条の六の十二第一項の規定による監督、同条第二項の規定による社内規則の作成又は変更の命令並びに同条第三項及び第四項の規定による承認

7 第四十一条の八の規定による貸金業協会への協力の要請

九 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号）第四条第三項の規定による経営の診断、同条第五項の規定による診断報告書の交付及び同条第七項の規定による助言

新産 業立 地室	十三 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十五条第一項の規定による測量等のための他人の土地への立入りの許可 十四 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定による開発地区の指定の申請及び同条第六項の規定による開発地区の指定の解除又は区域の変更の申請
	十 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関する次のこと。 1 第四条第六項の規定による基本計画の公表 2 第五条第六項の規定による協議に対する回答

別表第四産業創生・大学連携課の項課長の欄に次の一号を加える。

四 寄附の受納（ふるさと徳島魅力創造発信事業の寄附金に係るものに限る。）

別表第四農林水産政策課の農地政策室の項部長の欄第九号中「第五十一条第三項前段」を「第五十一条第四項前段」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項課長の欄第二十一号中「3まで、5、7、8、10、12、16及び17」を「4まで、6から8まで、10及び14から16まで」に改め、同号の3中「許可」の下に「及び同条第三項の規定による意見の聴取」を加え、同号中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同号の8中「の設定に関する裁定」を「を設定すべき旨の裁定及び第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取」に改め、同8を同号の7とし、同号中9を削り、10を8とし、11から15までを2ずつ繰り上げ、同号の16中「処分」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同16を同号の14とし、同号中17を15とし、同号に次のように加える。

16 附則第二項の規定による農林水産大臣との協議

別表第四農林水産政策課の農地政策室の項課長の欄第二十二号中「こと」の下に「（総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同欄第二十三号中「3、5、7から10まで、12及び13」を「2、4、6及び8から13まで」に改め、同号の1中「含む。」の下に「の規定による意見の陳述及び第三条の二第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の11を削り、同号の10中「及び」を「、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに」に改め、同10を同号の11とし、同号中9を10とし、8を9とし、同号の7中「指示」の下に「及び同条第五項の規定による書面の提出の要求」を加え、同7を同号の8とし、同号中6を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 第五条の二第一項の規定による資料の提出、同条第二項の規定による説明及び同条第四項の規定による助言又は勧告の受理

別表第四農林水産政策課の農地政策室の項課長の欄第二十三号の13中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄第二十六号中「こと」の下に「（3から5までにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同号の1中「協

議への同意及び」を「同意市町村との協議及び同意（総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）並びに」に改め、「との協議」の下に「（総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

3 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取並びに第十条の二第九項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理

4 第十六条の三第四項の規定による通知の受理

5 第十六条の七の規定による協力の求めの受諾

6 第三十条の二の規定による情報の利用又は提供

別表第四みどり戦略推進課の項を次のように改める。

みどり 戦略推 進課		
みどり 戦略推 進課	一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に関する次のこと。	一 卸売市場法第十四条において準用する同法第十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査
	1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示	二 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）に関する次のこと。
	2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理	1 第二条の三第一項の規定による果樹農業振興計画の策定並びに同条第六項（第二条の四において準用する場合を含む。）の規定による果樹農業振興計画の提出及びその概要の公表
	3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理	2 第四条の規定による果樹園経営計画の認定
	4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示	3 第四条の八の規定による業務実施の協力に関する勧告
	5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言	4 第六条の規定による果実等の生産等の状況に関する情報の提供
	6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令	5 第八条の規定による果実等の生産者等からの報告の徴収
	7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示	三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）に関する次のこと。
二	8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理	1 第五条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による野菜指定産地の指定等
	主要食糧の需給及び価格の安定	

に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関する次のこと。

1 第七条の第三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

2 第五十二条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第三項の規定による報告

四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定による報告

六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）に関する次のこと。

1 第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可

2 第三十一条第二項及び第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止又は登録等の取消し並びに同条第七項の規定による処分をした旨の通知

七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による対策地域の指定、同条第三項（第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長

の申出

2 第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による生産出荷近代化計画の提出及びその概要の公表

3 第九条第一項の規定による生産出荷近代化計画の変更の届出

4 第十五条の規定による対象野菜の出荷に関する勧告

四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定

五 災害等緊急時における準種子の供用

六 主要農作物の奨励品種の決定

七 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求

2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示

3 第十八条第四項の規定による公示

4 第二十一条第二項の規定による変更命令

5 第二十二条の規定による適合命令

6 第二十三条の規定による改善命令

7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業

の意見の聴取並びに第三条第四項（第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による対策地域を指定した旨等の公告、報告及び通知

2 第四条第一項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除

3 第五条第一項の規定による対策計画の策定、同条第四項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議、第五条第五項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第五条第六項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による概要の公告及び通知

4 第六条第一項の規定による対策計画の変更

5 第八条第一項の規定による指定農作物等の範囲の決定及び特別地区の指定並びに同条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特別地区を指定した旨の公告、報告及び通知

6 第九条第一項の規定による特別地区の区域等の変更又は指定の解除

7 第十条の規定による農作物の作付け等に関する勧告

8 第十二条の規定による土壌汚染調査結果の公表

八 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十一条の規定による有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害

務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示

8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問

10 第三十三条第二項の規定による調査及び措置

八 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村の意見の聴取及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による地力増進地域の指定をした旨等の公表

2 第五条の規定による対策調査の実施

3 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村等の意見の聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による地力増進対策指針の公表

4 第七条第二項の規定による勧告

5 第八条の規定による改善状況調査の実施

6 第九条第一項の規定による当該職員による立入調査

7 第十一条第二項の規定による農林水産大臣への申出

を与えるおそれがあると認めた場合の報告

九 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十一条第二項及び第四項の規定による農薬の販売の制限又は禁止

九 肥料の品質の確保等に関する法律に関する次のこと。

1 第四条第一項及び第三項の規定による普通肥料の登録

2 第十条の規定による登録証等の交付

3 第十二条第二項の規定による肥料の登録の有効期間の更新

4 第十六条第一項及び第二項の規定による肥料の登録等に関する公告並びに同条第四項の規定による公告事項の通知

5 第二十一条第二項及び第二十二條の二第二項の規定による農林水産大臣への申出

6 第二十九条第一項の規定による生産業者等からの報告の徴収、同条第三項の規定による販売業者からの報告の徴収及び同条第四項の規定による農林水産大臣への報告

7 第三十条第一項及び第三項の規定による当該職員による立入検査等、同条第四項の規定による農林水産大臣への報告並びに同条第七項の規定による肥料等の検査の結果の概要の公表

8 第三十五条第一項後段の規定による適用除外肥料の指定及び同条第二項の規定による農林水産大臣への通知

十 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に関する次のこと。

1 第十一条の二第二項の規定による環境大臣への報告

2 第十三条第一項の規定による当該職員による立入調査等

3 第十四条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請等

十一 植物防疫法に関する次のこと。

- 1 第十六条の七第二項の規定による侵入調査事業への協力
- 2 第二十二条の三第一項の規定による総合防除計画の策定、同条第三項の規定による農業者が遵守すべき事項の制定並びに同条第五項の規定による公表及び報告

- 3 第二十三条第二項の規定による発生予察事業への協力

- 4 第二十四条第二項の規定による区域及び期間その他必要な事項の決定並びに同条第三項の規定による告示及び報告

- 5 第二十四条の二の規定による指導及び助言

- 6 第二十四条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令

- 7 第二十四条の四第一項の規定による職員による立入調査又は質問及び通知

- 8 第二十九条第一項の規定による防疫の実施

- 9 第三十一条第一項の規定による発生予察事業の実施並びに同条第二項の規定による発生予察事業の内容及び結果の報告

十二 農薬取締法に関する次のこと。

- 1 第二十六条第二項の規定による農薬の使用につき許可を受けるべき旨の定め

- 2 第二十九条第一項の規定による販売者に対する報告命令又は当該職員による立入検査等、同条第二項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告及び

	販売・物 流支 援室
同条第三項の規定による販売者等に対する報告命令又は当該職員による立入検査等 十三 農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第六項の規定による報告	十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行 2 第十七条第二項の規定による認定、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による改善の要求及び認定の取消し並びに同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し 十五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。 1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託 2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託 3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

別表第四とくしまブランド推進課の項を削り、同表鳥獣対策・里山振興課の項部長の欄

第一号の8中「指定、」を「指定及び」に改め、「及び同条第七項の規定による許可」を削り、同号中9及び10を削り、11を9とし、12から19までを2ずつ繰り上げ、同項課長の欄第一号の2を次のように改める。

- 2 第九条第一項の規定による許可（捕獲等をする区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）、同条第八項の規定による従事者証の交付（一の東部農林水産局等の所管区域を越える区域に係る捕獲等の許可を受けた者又は当該許可に係る捕獲等に従事する者（以下この号及び次号において「広域捕獲者等」という。）及び指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に係るものに限る。）、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（広域捕獲者等及び指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に係るものに限る。）、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理（広域捕獲者等及び指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に係るものに限る。）及び同条第十三項の規定による報告の受理（広域捕獲者等に係るものに限る。）

別表第四鳥獣対策・里山振興課の項課長の欄第一号の3中「県外居住者等」を「広域捕獲者等」に改め、同号の5中「県外居住者等」を「広域捕獲者等」に、「同条第十項」を「及び同条第十項」に改め、「及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置」を削り、同号の12を削り、同号の13中「第二十八条第六項」を「並びに第二十八条第六項」に改め、「並びに第二十八条第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置」を削り、同13を同号の12とし、同号中14を13とし、15を14とし、同号の16中「及び第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置」を削り、同16を同号の15とし、同号中17を削り、18を16とし、19から27までを2ずつ繰り上げ、同号の28中「及び第七十条第二項の規定による標識の設置」を削り、同28を同号の26とし、同号の29を削り、同号の30中「県外居住者等、第二十四条第一項若しくは第二十九条第七項の規定による許可を受けた者又は猟区設定者に対するものに限る。）、第七十五条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査」を「広域捕獲者等に係るものに限る。」に改め、同30を同号の27とし、同号の31を削り、同欄第二号の1及び2中「県外居住者等」を「広域捕獲者等」に改め、同号中4を削り、5を4とし、6から10までを1ずつ繰り上げ、11を削り、同表畜産振興課の項課長の欄第七号の1中「行なう」を「行う」に改め、同表農山漁村振興課の項課長の欄第一号の3中「第十八条第十八項」を「第十八条第十九項」に改め、同表生産基盤課の項部長の欄中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地に係るものに限る。）。

- 1 第八条第三項の規定による収用委員会に対する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決の申請
- 2 第二十条第五項後段（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告
- 3 第三十九条第五項後段（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

別表第四生産基盤課の項課長の欄中第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号まで

を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地に係るものに限る。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可

別表第四森林土木・保全課の項部長の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（林野に係るものに限る。）。

1 第八条第三項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請

2 第二十条第五項後段（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

3 第三十九条第五項後段（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

別表第四森林土木・保全課の項部長の欄中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（林野に係るものに限る。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可

別表第四県土整備政策課の項部長の欄第一号中「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を削り、同表都市計画課の項部長の欄第六号を次のように改める。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（1、3及び5にあつては、耕地、林野及び砂防に係るものを除く。）。

1 第八条第三項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請

2 第十条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取

3 第二十条第五項後段（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

4 第二十六条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取

5 第三十九条第五項後段（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

別表第四都市計画課の項部長の欄第六号を次のように改める。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（1及び2にあつては、耕地、林野及び砂防に係るものを除く。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の

試掘等の許可

- 3 第十条第四項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定の公示及び通知
 - 4 第二十六条第四項の規定による特定盛土等規制区域の指定の公示及び通知
- 別表第四都市計画課のまちづくり室の項課長の欄中第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同表都市計画課の項課長の欄中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 徳島県都市公園条例に関する次のこと（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。）。

- 1 第十三条第二項及び第三項の規定による有料公園施設及び有料用具の使用料の徴収

- 2 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）

- 3 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）

- 4 第十五条の二第二項の規定による利用料金の額の承認

- 5 第十五条の二第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

別表第四住宅課の項を次のように改める。

住宅課	
一 請負対象額が一件二億円以上の住宅工事及び宅地造成工事の施行	一 請負対象額が一件二億円未満の住宅工事及び宅地造成工事の施行
二 請負対象額が一件二億円以上の住宅工事及び宅地造成工事の請負契約の締結	二 請負対象額が一件二億円未満の住宅工事及び宅地造成工事の請負契約の締結
三 住宅工事及び宅地造成工事に必要な一件二億円以上の土地等の取得又は使用に係る契約の締結	三 住宅工事及び宅地造成工事に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用に係る契約の締結
四 住宅工事及び宅地造成工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円以上の損失補償に係る契約の締結	四 住宅工事及び宅地造成工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結
五 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十六条第一項の規定による事業主体の変更	五 公営住宅法に関する次のこと。 1 第四条第二項の規定による市町村に対する技術上の援助 2 第二十一条の規定による公営住宅の修繕の決定 3 第二十二条の規定による公営住宅入居者の公募 4 第三十条第一項前段の規定による収入超過者に対する他の適
六 地方住宅供給公社法第四十一条の規定による監督命令	
七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）に関する次のこと。	
1 第四条第二項の規定による改	

良地区の指定の申出

2 第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の協議（市町村が施行者である場合を除く。）

3 第九条第四項の規定による土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令

4 第十一条第一項の規定による不良住宅又はこれに関する所有権以外の権利の収用及び同条第二項の規定による不良住宅の明渡しの命令

5 第十三条第一項の規定による土地の収用並びに同条第二項の規定による不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の移転命令及び所有者への引渡しの特令

6 第十五条の規定による一時収容施設等の設置のための土地等の使用

7 第十九条の規定による整備完了後の土地の引渡し

8 第二十三条第三項の規定による土地の立入り等に伴う収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請

八 住宅建設用地の取得造成事業の施行の決定

九 住宅建設用地の取得造成事業に関する住宅建設適地の選定及び評価

十 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）に関する次のこと。

当な住宅への入居のあつせん等の措置

5 第三十四条の規定による入居者その他の関係人からの報告の徴収又は官公署に対する書類の閲覧若しくはその内容の記録の要求

6 第四十四条第一項の規定による公営住宅又は共同施設の処分及び同条第三項の規定による公営住宅又は共同施設の用途の廃止

7 第四十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による関係物件若しくは書類の実地検査

六 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公営住宅又は共同施設の譲渡価額の決定

七 地方住宅供給公社法に関する次のこと。

1 第二十七条の規定による事業計画及び資金計画の承認

2 第四十条第一項の規定による業務及び資産の状況に関する報告の徴収又は当該職員による立入検査

3 第四十四条第二項の規定による国土交通大臣に提出する申請書その他の書類に対する副申

八 地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）に関する次のこと。

1 第八条第二項の規定による一般分譲住宅の譲受人の資格の承認

2 第十七条第二項の規定による

1 第一条第一号の規定による親族に準ずる者の決定 2 第七条第二号及び第四号から第六号までの規定による知事が定める額の決定	十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十 六号）に関する次のこと。	1 第二十八条第一項の規定による指定登録機関の指定	2 第三十三条第三項の規定による登録事務規程の変更の命令	3 第三十五条の規定による監督命令	4 第三十七条第一項の規定による許可	5 第三十八条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は登録事務の停止命令	十二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）に関する次のこと。	1 第二十五条第一項の規定による指定登録機関の指定	2 第三十条第三項の規定による登録事務規程の変更の命令	3 第三十二条の規定による監督命令	4 第三十四条第一項の規定による許可	5 第三十五条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は登録事務の停止命令	6 第四十条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	7 第四十四条第三項の規定による債務保証業務規程の変更の命	宅地の譲受人又は賃借人の資格の承認	3 第二十七条第一項ただし書の規定による住宅の規模の承認	4 第三十一条第三号の規定による業務報告書の記載事項の指定	九 住宅地区改良法に関する次のこと。	1 第五条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の協議	2 第七条の規定による事業計画に関する関係者との協議	3 第九条第一項の規定による建築行為等の許可及びその許可申請	4 第十条の規定による不良住宅の除却の決定	5 第十八条第一号ロただし書の規定による改良住宅入居資格者の承認	6 第二十条第一項の規定による測量又は調査のための土地の立入り及び同条第二項の規定による土地の立入りの通知	7 第二十一条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知	8 第二十三条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議	9 第二十四条第一項の規定による測量のための標識の設置	10 第二十六条の規定による不良
---	---	----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	---------------------------	---	---	----------------------------------	------------------------------------	--------------------------	---------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------	---	-----------------------------------	---------------------------------------	------------------------------	---	--	---	--	------------------------------------	-------------------------

令

8 第四十八条の規定による監督命令

9 第五十条第一項の規定による指定の取消し

十三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十二第二項の規定による指定認定事務支援法人の指定

十四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に関する次のこと。

1 第十六条の二第一項の規定による指定試験機関への試験事務の委任

2 第十六条の十六第一項の規定による試験事務の委任の撤回

3 第六十五条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による業務の停止命令、同条第三項の規定による指示及び同条第四項の規定による業務の停止命令

4 第六十六条第一項及び第二項の規定による免許の取消し

5 第六十八条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による事務の禁止、同条第三項の規定による指示及び同条第四項の規定による事務の禁止

6 第六十八条の二第一項及び第二項の規定による登録の消除

十五 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十一号）に関する次のこと。

1 第四十三条第一項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止命令及び同条第二項の規定によるその取消し

住宅の除却に要した費用の全部又は一部の負担の決定

11 第三十一条第一項の規定による書類の送付に代わる公告

12 第三十二条の規定による技術的援助及びその請求

13 第三十四条の規定による住宅地区改良事業の施行又は改良住宅の管理及び処分に関する報告若しくは資料の提出の要求又は必要な勧告、助言若しくは援助

十 住宅建設用地の取得造成事業の実施に関する事務の処理

十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による供給計画の認定

2 第五条第一項の規定による供給計画の変更の認定

3 第八条の規定による建設又は管理の状況についての報告の徴収

4 第九条の規定による地位の承継の承認

5 第十条の規定による認定事業者に対する改善命令

6 第十一条第一項の規定による計画の認定の取消し

十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録

2 第八条第一項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否

3 第九条第三項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の登録

2 第四十四条第一項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止命令及び同条第二項の規定による許可の取消し
十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第三十四条第一項及び第二項の規定による指示

2 第三十五条第一項及び第二項の規定による業務停止命令

3 第三十六条の規定による許可の取消し

4 第三十七条第一項及び第二項の規定による業務管理者の解任命令

5 第五十一条第一項及び第二項の規定による指示

6 第五十二条第一項及び第二項の規定による業務停止命令

7 第五十三条の規定による登録の取消し

8 第五十四条第一項及び第二項の規定による業務管理者の解任命令

9 第六十一条第五項の規定による指示及び同条第六項の規定による業務停止命令

十七 建築基準法に関する次のこと。

1 第六条第一項第三号（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県都市計画審議会及び関係市町村の意見の聴取並びに建築主事又は建築副主事の確認に関する区域の指定

2 第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項

4 第十三条第一項の規定による登録の抹消

5 第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等

6 第二十五条第一項から第三項までの規定による指示

7 第二十六条第一項及び第二項の規定による登録の取消し

8 第二十七条第一項の規定による登録事業の登録の取消し

9 第三十一条第一項及び第三項の規定による公示

10 第三十三条第一項の規定による登録事務規程の認可

11 第三十六条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

12 第三十七条第二項の規定による公示

13 第三十八条第三項の規定による公示

14 第三十九条第二項の規定による公示

15 第五十四条の規定による事業の認可

16 第五十六条第一項の規定による事業の変更の認可

17 第五十八条第一項の規定による解約の申入れの承認

18 第六十六条の規定による報告の徴収

19 第六十七条第三項の規定による地位の承継の承認

20 第六十八条の規定による改善命令

21 第六十九条第一項の規定による事業の認可の取消し

十三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

において準用する場合を含む。

～及び第七条の二第二項（第八十七條の四並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定確認検査機関の指定

3 第九条第一項（第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の建築主等に対する措置命令、第九条第九項（第十條第四項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十條第三項及び第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮にした命令の取消し並びに第九条第十一項及び第十二項（これらの規定を第十條第四項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十條第三項及び第九十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行をなす旨の決定

4 第十條第一項（第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがある建築物又はその敷地の所有者等に対する措置勧告、第十條第二項（第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一項（第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置をとらなかつた者に対する措置命令及び第十條第三項（第八十八條第一項及び第三項において準用

に関する次のこと。

1 第七条第一項の規定による住宅確保要配慮者への賃貸の承認
2 第八条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

3 第十一条第一項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の拒否

4 第十二條第三項の規定による変更の登録

5 第十五條第一項の規定による登録の抹消

6 第二十二條の規定による報告の徴収

7 第二十三條第一項から第三項までの規定による指示

8 第二十四條第一項及び第二項の規定による登録の取消し

9 第二十八條第一項及び第三項の規定による公示

10 第三十條第一項の規定による登録事務規程の認可

11 第三十三條第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

12 第三十四條第二項の規定による公示

13 第三十五條第三項の規定による公示

14 第三十六條第二項の規定による公示

15 第四十一條第一項及び第三項の規定による公示

16 第四十三條第一項の規定による業務委託の認可

17 第四十四條第一項の規定による債務保証業務規程の認可

18 第四十五條第一項の規定による事業計画及び収支予算の認可

する場合を含む。)の規定による著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害である建築物又はその敷地の所有者等に対する措置命令

5 第十一条第一項前段(第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による市町村の議会に対する同意の要請及び公益上著しく支障があると認める建築物の所有者等に対する措置命令

6 第十四条第一項の規定による国土交通大臣に対する助言又は援助の要請及び同条第二項の規定による建築主事を置く市町村の長に対する勧告、助言、援助又は参考資料の提供

7 第十七条第三項及び第十項の規定による建築主事又は建築副主事を置く市町村の長に対する指示

8 第十八条の二第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定

9 第二十二条第一項本文の規定による屋根の不燃材使用地域の指定並びに同条第二項の規定による徳島県都市計画審議会への諮問及び関係市町村に対する同意の要請

10 第四十二条第一項の規定による区域の指定

11 第四十四条第一項第四号の規定による許可及び同条第二項の規定による建築審査会への諮問
12 第四十六条第一項前段の規定による建築審査会への諮問及び壁面線の指定

13 第四十七条ただし書の規定に

19 第四十九条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

20 第五十条第二項の規定による公示

十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する次のこと。

1 第五条の四(第五条の六第二項及び第五条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による管理計画の認定

2 第五条の八の規定による報告の徴収

3 第五条の九の規定による改善命令

4 第五条の十第一項の規定による管理計画の認定の取消し

十五 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十五年徳島県条例第十二号)に関する次のこと。

1 第五条の規定による公募外による入居者の決定

2 第六条第一項第五号ただし書及び同条第五項ただし書の規定による特別の事情の認定

3 第八条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による入居者の決定

4 第九条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による入居補欠者の決定
5 第十一条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による入居の許可

6 第十二条第二項(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による入居の許可の取消し

よる建築審査会への諮問及び許可	7 第十三条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による入居手続期間の指定、第十三条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による連帯保証人の連署の特例についての認定、第十三条第四項（第五十二条において準用する場合を含む。）
14 第五十一条ただし書（第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会への諮問及び許可	8 第十四条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による同居の承認及び第十四条第二項ただし書（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による特別の事情の認定
15 第五十二条第一項第八号の規定による数値の決定並びに同条第二項及び第八項の規定による区域の指定及び数値の決定	9 第十五条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による入居の承継の承認及び第十五条第三項ただし書（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による特別の事情の認定
16 第五十三条第一項第六号の規定による数値の決定	10 第十六条第一項の規定による家賃の決定及び変更、同条第二項の規定による数値の決定並びに同条第三項の規定による近傍同種の家賃の決定
17 第五十六条第一項第二号及び同号イの規定による区域の指定並びに同号ニの規定による数値の決定	11 第十七条第四項の規定による収入の額の認定及び通知並びに同条第五項後段の規定による更正
18 第七十七条の二十二第一項の規定による業務区域の変更の認可	
19 第七十七条の二十四第五項の規定による確認検査員の解任命令	
20 第七十七条の二十七第三項の規定による確認検査業務規程の変更命令	
21 第七十七条の三十第一項の規定による監督命令	
22 第七十七条の三十五第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は業務の停止命令	
23 第七十七条の三十五の九第四項の規定による構造計算適合性判定員の解任命令	
24 第七十七条の三十五の十二第三項の規定による構造計算適合性判定業務規程の変更命令	

25	第七十七条の三十五の十六第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関に対する監督命令	12	第十八条（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免又は徴収猶予
26	第七十七条の三十五の十八第一項の規定による業務の休廃止の許可	13	第十九条第四項（第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による明渡しの日認定
27	第七十七条の三十五の十九第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は業務の停止命令	14	第二十条第三項（第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免又は徴収の猶予
28	第七十七条の三十五の第二十一第二項の規定による構造計算適合性判定の実施等の公示	15	第二十一条第一項ただし書（第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による入居者の費用負担についての認定
29	第八十四条第一項の規定による被災市街地における建築制限区域の指定及び当該区域内における建築制限並びに同条第二項の規定による建築制限期間の延長	16	第二十六条ただし書（第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による用途の変更の承認
30	第八十五条第一項本文の規定による区域の指定	17	第二十七条第一項ただし書（第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による模様替え又は増築の承認
31	別表第三（欄五）の項の規定による数値の決定	18	第二十八条第一項の規定による収入超過者の認定及びその旨の通知、同条第二項の規定による高額所得者の認定及びその旨の通知並びに同条第三項の規定による認定の更正
十八	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に関する次のこと。	19	第三十条第一項の規定による収入超過者に対する家賃の額の決定及び同条第三項の規定による割増賃料の額の決定
1	第三百三十条の二の三第二項の規定による増築等ができる規模の決定	20	第三十一条第一項の規定による高額所得者に対する明渡し請求及び同条第三項の規定による明渡し期限の延長
2	第三百三十五条の十七第三項の表（ⅴ）の項及び（ⅵ）の項の規定による区域の指定		
十九	建築基準法施行条例第三条第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取		
二十	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第八条第三項（同法附則第三条第三項において準用する場合		

を含む。)の規定による耐震診断の代執行の決定

二十一 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第八十八条第一項の規定による監督処分及び同条第二項の規定による代執行の決定

二十二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に関する次のこと。

1 第十条の二十第一項の規定による指定登録機関の指定

2 第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の許可

3 第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による指定登録機関の指定の取消し並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定登録機関の指定の取消し及び二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止命令

4 第十五条の六第一項の規定による指定試験機関の指定

5 第十五条の六第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による試験事務の休廃止の許可

6 第十五条の六第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による指定試験機関の指定の取消し及び第十五条の六第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し等

7 第二十六条の三第一項の規定による指定事務所登録機関の指

21 第三十二条第二項の規定による高額所得者が支払うべき金銭の額の決定

22 第三十六条第一項(第四十五条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による建替事業による明渡しの請求

23 第三十八条の規定による県営住宅建替事業に係る家賃の減額

24 第三十九条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の減額

25 第四十条第一項(第四十五条、第五十二条及び第六十一条において準用する場合を含む。)の規定による住宅(住宅地区改良法に基づく県営住宅を除く。)の検査をする者の指定

26 第四十一条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による住宅の明渡しの請求並びに第四十一条第三項及び第四項(これらの規定を第六十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による金銭の徴収

27 第四十三条第二項の規定による社会福祉法人等からの申請に対する処分の決定及びその旨の通知

28 第四十四条第一項の規定による使用料の決定

29 第四十六条の規定による社会福祉法人等に対する使用状況の報告の請求

30 第四十八条の規定による使用許可の取消し

31 第四十九条の規定による入居

定

8 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による指定事務所登録機関の休廃止の許可

9 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による指定事務所登録機関の指定の取消し並びに第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定事務所登録機関の指定の取消し及び事務所登録等事務の全部又は一部の停止命令
二十三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第二十八条の規定による公表

の許可

32 第五十一条第一項の規定による家賃の決定

33 第五十五条第二項の規定による駐車場の使用者の決定及びその旨の通知

34 第五十七条第一項の規定による駐車場の使用料の決定及び同条第二項の規定による使用料の減免又は徴収の猶予

35 第五十八条の規定による駐車場の使用料の変更

36 第五十九条第二項の規定による保証金の減免又は徴収の猶予

37 第六十条の規定による駐車場の明渡し請求

38 第六十一条の四第一号の規定による補修等の指定

39 第六十三条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅監理員等による県営住宅（住宅地区改良法に基づく県営住宅を除く。）の立入検査又は入居者に対する指示及びこれらに従事する者の指定

十六 宅地建物取引業法に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による宅地建物取引業の免許及び同条第三項の規定によるその更新

2 第五条第二項の規定による免許をしない旨の通知

3 第六条の規定による免許証の交付

4 第八条第二項の規定による名簿への登載

5 第十条の規定による名簿等の一般への供覧

6 第十六条第一項の規定による

試験の実施

- 7 第十六条の九第二項の規定による意見の申出
 - 8 第十六条の十第二項の規定による意見の申出
 - 9 第十六条の十二第二項の規定による試験機関への指示
 - 10 第十六条の十三第二項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査
 - 11 第十六条の十四第三項の規定による国土交通大臣への意見の申出
 - 12 第十六条の十五第六項の規定による通知の受理
 - 13 第十六条の十七第一項の規定による試験の実施
 - 14 第十七条第一項の規定による合格の決定の取消し等及び同条第三項の規定による試験を受けさせないことの決定
 - 15 第十八条第一項の規定による試験に合格した者の登録
 - 16 第十九条の二の規定による登録の移転
 - 17 第二十条の規定による変更の登録
 - 18 第二十二条の規定による登録の消除
 - 19 第二十二条の二第一項の規定による宅地建物取引士証の交付、同条第二項本文(第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習の指定、第二十二条の二第五項の規定による宅地建物取引士証の交付及び同条第八項の規定による宅地建物取引士証の返還
 - 20 第二十二条の三第一項の規定による有効期間の更新
-

21	第二十五条第六項の規定による営業保証金の供託をした旨の届出をすべき旨の催告及び同条第七項の規定による免許の取消し
22	第六十七条の規定による事務所の所在地等を確知できない旨の公告及び申出がないときの免許の取消し
23	第六十九条第二項において準用する第十六条の十五第三項の規定による公示等
24	第七十条第一項の規定による監督処分公告、同条第三項の規定による国土交通大臣に対する報告等及び同条第五項の規定による通知
25	第七十一条の規定による宅地建物取引業者に対する指導等
26	第七十二条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査及び同条第三項の規定による報告の徴収
27	第七十四条第五項の規定による宅地建物取引業協会に対する報告の要求等
十七	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）に関する次のこと。
1	第四条の四第一項及び第二項の規定による免許証の返納の受理
2	第四条の五第二項の規定による免許換えの通知
3	第五条第一項の規定による宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置並びに同条第二項の規定による閲覧規則の制定並びに閲覧の場所及び閲覧規則の告示
4	第五条の三の規定による宅地

建物取引業者名簿の訂正

5 第六条第一項の規定による宅
地建物取引業者名簿の消除

6 第十条第二項の規定による試
験を施行する期日等の公告

7 第十一条の規定による受験番
号の公告

8 第十三条の規定による国土交
通大臣に対する報告

9 第十三条の十一第一項の規定
による報告書の受理

10 第十三条の十三の規定による
試験事務の引継ぎ

11 第十三条の十四第一項の規定
による報告書の受理

十八 宅地建物取引業者営業保証金
規則（昭和三十二年 法務省
建設省 令第一

号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による通知書の
送付

2 第八条の規定による証明書の
交付

3 第十条の規定による書面の交
付

十九 宅地建物取引業保証協会弁済
業務保証金規則（昭和四十八年 法
務省 建設省 令第二号）

第五条第一号の規
定による証明書の交付並びに同条
第二号の規定による証明書及び書
面の交付

二十 積立式宅地建物販売業法に関
する次のこと。

1 第三条の規定による積立式宅
地建物販売業の許可

2 第七条の規定による許可をし
ない旨の通知

3 第八条の規定による許可証の

交付

4 第十条第三項の規定による約款の内容の変更命令

5 第十二条第二項の規定による名簿への登載

6 第十三条の規定による名簿等の一般への供覧

7 第二十三条第二項の規定による営業保証金の取戻しの承認及び同条第三項の規定による委託額の減額の承認

8 第二十九条の規定による債権の申出をすべきこと等の公告等

9 第三十一条第一項の規定による権利の調査、同条第二項の規定による債権を有することを確認する書面の交付等及び同条第三項の規定による配当表の作成等

10 第四十二条第一項の規定による改善命令

11 第四十五条第一項の規定による公告及び許可の取消し

12 第四十六条第二項の規定による公告等

13 第四十七条の規定による処分の公告

14 第四十八条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する指導、助言及び勧告

15 第五十条の規定による報告又は資料の徴収

16 第五十一条第一項の規定による職員による立入検査

二十一 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）に関する次のこと。

1 第九条の規定による許可換えの通知

2 第十二条の規定による名簿の

訂正

3 第十三条第一項の規定による
名簿の消除

4 第十四条第一項の規定による
名簿閲覧所の設置及び同条第二
項の規定による閲覧規則の制定
等

二十二 不動産特定共同事業法に関
する次のこと。

1 第三条第一項の規定による不
動産特定共同事業の許可

2 第四条第一項の規定による許
可の条件の付与及び変更

3 第九条の規定による変更の認
可

4 第三十八条（第五十七条にお
いて準用する場合を含む。）の
規定による公告

5 第四十条第一項の規定による
立入検査等

6 第四十一条第一項の規定によ
る小規模不動産特定共同事業の
登録及び同条第三項の規定によ
る登録の更新

7 第四十四条（第四十六条第三
項において準用する場合を含む
。）の規定による登録の拒否

8 第四十六条第一項及び第二項
の規定による変更登録

9 第六十一条第十項の規定によ
る公告

二十三 不動産特定共同事業法施行
規則（平成七年 大蔵省
建設省 令第二号）

に関する次のこと。

1 第十九条第二項の規定による
不動産特定共同事業者名簿等閱
覧所の設置並びに同条第三項の
規定による閲覧規則の制定並び
に閲覧の場所及び閲覧規則の告

示

2 第六十九条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所の設置並びに同条第四項の規定による閲覧規則の制定並びに閲覧の場所及び閲覧規則の告示

二十四 建築基準法に関する次のこと。

1 第三条第一項第三号（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による保存建築物の指定及び建築審査会への諮問並びに第三条第一項第四号（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による国宝、重要文化財等の建築物又は保存建築物の原形を再現することの認定及び建築審査会への諮問

2 第四条第三項の規定による建築主事を置こうとする市町村との協議及び同条第九項の規定による建築主事又は建築副主事の所管区域の指定

3 第七条の三第一項第二号の規定による建築物の中間検査の特定工程の指定

4 第七条の六第一項第一号（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主

事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）

5 第九条第二項（第十条第四項、第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付、第九条第四項（同条第八項本文、第十条第四項、第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第九条第五項（同条第八項本文、第十条第四項、第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する通知及び公告、第九条第十一項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置を行うべき旨等の公告並びに第九条第十三項（第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令をした旨の公示（第九条第十項の規定による停止命令に係るものを除く。）

6 第九条の三第一項（第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する

場合を含む。)の規定による国土交通大臣及び都道府県知事に対する通知

7 第十二条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定による建築審査会への諮問及び指定

8 第十五条第四項の規定による建築統計の作成及び国土交通大臣への送付

9 第十八条第三十八項第一号(第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。)のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。)及び第十八条第四十一項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物又は建築物の敷地を管理する機関の長に対する通知等

10 第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定、同条第二項の規定による道の指定、同条第三項の規定による水平距離の指定、同条第四項の規定による道の指定及び同条第六項の規定による建築審査会への諮問

11 第四十三条第二項第一号の規定による認定(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区

域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものを除く。）及び同項第二号の規定による許可（徳島県建築審査会があらかじめ定めた基準により同意を得たものである。昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものを除く。）及び建築審査会への諮問

12 第四十四条第一項第二号の規定による許可及び建築審査会への諮問並びに同項第三号の規定による認定

13 第四十五条第一項の規定による私道の変更又は廃止の禁止及び制限

14 第四十六条第一項後段（第六十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第四十六条第二項（第六十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する公告及び第四十六条第三項（第六十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による壁面線を指定した旨の公告

15 第四十八条第一項から第十四項まで（これらの規定を第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可、第四十八条第十五項（第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び建築審査会への

諮問並びに第四十八条第十七項（第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する公告

16 第五十二条第六項第三号の規定による認定、同条第十項、第十一項及び第十四項の規定による許可並びに同条第十五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

17 第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号の規定による許可並びに同条第九項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

18 第五十三条の二第二項第三号及び第四号（これらの規定を第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可並びに第五十三条の二第四項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

19 第五十五条第二項の規定による認定、同条第三項及び第四項各号の規定による許可並びに同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

20 第五十六条の二第二項ただし書の規定による許可（徳島県建築審査会があらかじめ定めた基準により同意を得たものであつて、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物に係るものを除く。）及び建築審査会への諮問

-
-
- 21 第五十七条第一項の規定による認定 問
- 22 第五十七条の二第三項の規定による特例容積率の限度の指定並びに同条第四項の規定による公告及び図書の縦覧
- 23 第五十七条の三第二項の規定による特例容積率の限度の指定の取消し及び同条第三項の規定による公告
- 24 第五十七条の四第一項ただし書の規定による許可及び同条第二項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
- 25 第五十八条第二項の規定による許可及び同条第三項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
- 26 第五十九条第一項第三号及び第四項の規定による許可並びに同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
- 27 第五十九条の二第一項の規定による許可及び同条第二項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
- 28 第六十条の二第一項第三号の規定による許可及び同条第七項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
- 29 第六十条の二の二第二項第二号及び同条第三項ただし書の規定による許可並びに同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問
-

の諮問

30 第六十条の三第一項第三号及び同条第二項ただし書の規定による許可並びに同条第四項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

31 第六十七条第三項第二号、第五項第二号及び第九項第二号の規定による許可並びに同条第十項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

32 第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号の規定による許可、同条第五項の規定による認定並びに同条第六項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

33 第六十八条の三第一項から第三項までの規定による認定、同条第四項の規定による許可、同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問及び第六十八条の三第七項の規定による認定

34 第六十八条の四及び第六十八条の五の二の規定による認定

35 第六十八条の五の三第二項の規定による許可及び同条第三項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

36 第六十八条の五の五及び第六十八条の五の六の規定による認定

37 第六十八条の七第一項の規定による予定道路の指定、同条第二項の規定による建築審査会へ

の諮問、同条第五項の規定による許可及び同条第六項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

38 第七十条第一項の規定による建築協定の認可

39 第七十三条第二項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の認可等の公告及び建築協定書の写しの送付

40 第七十四条第一項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の變更の認可

41 第七十四条の二第四項の規定による借地権が消滅した土地が建築協定地区から除かれた旨の公告

42 第七十六条第一項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の廃止の認可及び第七十六条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の廃止を認可した旨の公告

43 第七十六条の三第二項の規定による建築協定の認可

44 第七十七条の十八第三項の規定による意見の聴取

45 第七十七条の二十一第一項の規定による指定の公示及び同条第三項の規定による変更事項の公示

46 第七十七条の二十二第四項の規定による業務区域の變更の公

-
-
- 47 示 第七十七条の二十七第一項の規定による確認検査業務規程の認可及び変更の認可
- 48 第七十七条の三十第二項の規定による監督命令の公示
- 49 第七十七条の三十一第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等、同条第二項の規定による立入検査等並びに同条第三項の規定による国土交通大臣への報告
- 50 第七十七条の三十二第二項の規定による指定確認検査機関に対する指示
- 51 第七十七条の三十四第一項の規定による業務の休止等の届出の受理及び同条第三項の規定による業務の休止等の公示
- 52 第七十七条の三十五第三項の規定による指定の取消し等の公示
- 53 第七十七条の三十五の五第一項の規定による指定の公示及び同条第三項の規定による変更事項の公示
- 54 第七十七条の三十五の十二第一項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可及び変更の認可
- 55 第七十七条の三十五の十七第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
- 56 第七十七条の三十五の十八第三項の規定による国土交通大臣に対する意見の陳述及び同条第五項の規定による業務の休廃止の許可の公示
- 57 第七十七条の三十五の十九第三項の規定による指定の取消し
-

等の公示

58 第八十五条第四項の規定による許可、同条第五項の規定による許可の期間の延長、同条第七項の規定による許可及び同条第八項の規定による建築審査会への諮問

59 第八十六条第一項及び第二項の規定による認定、同条第三項及び第四項の規定による許可、同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問並びに第八十六条第八項の規定による公告及び図書の縦覧

60 第八十六条の二第一項の規定による認定、同条第二項及び第三項の規定による許可、同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問並びに第八十六条の二第六項の規定による公告及び縦覧図書の変更

61 第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し、同条第三項の規定による許可の取消し及び同条第四項の規定による公告

62 第八十六条の六第二項の規定による認定

63 第八十六条の八第一項の規定による認定、同条第三項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定、第八十六条の八第四項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、第八十六条の八第五項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による改

善命令及び第八十六条の八第六項（第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）

64 第八十七条の二第一項の規定による二以上の工事の全体計画の認定（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）

65 第八十七条の三第四項の規定による許可、同条第五項の規定による許可の期間の延長、同条第七項の規定による許可及び同条第八項の規定による建築審査会への諮問

66 第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請

67 第九十三条の二（第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に関する書類の閲覧の供与

二十五 建築基準法施行令に関する次のこと。

1 第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定

2 第百三十一条の二第一項の規定による街区の指定並びに同条第二項及び第三項の規定による認定

3 第百三十七条の十二第六項及び第七項の規定による認定

4 第百三十七条の十六第二号の規定による認定

5 第四百四十四条の四第一項第一号ホ、第二号ただし書及び第四号ただし書の規定による道に係る認定並びに同条第三項の規定による国土交通大臣への承認申請

二十六 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）に関する次のこと。

1 第四条の十六第四項ただし書の規定による認定（建築基準法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（同法第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合における建築設備及び工作物を含む。）のうち昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）

2 第六条の三第一項第一号ロ、第二号ロ及び第四号ニの規定による台帳の記載事項の決定

3 第十条第一項の規定による指定道路の公告、同条第二項の規定による水平距離指定の公告及び同条第三項の規定による通知

4 第十条の二十二の二第一項の規定による公告

5 第十条の二十二の三第一項の規定による公告

6 第十一条の三第三項の規定による閲覧に関する規程の制定及び告示

二十七 建築基準法施行条例第三条第三項の規定による災害危険区域の指定又はその廃止に係る告示及び関係市町村長への通知

二十八 建築基準法施行細則（昭和

四十七年徳島県規則第七十二号)
第十四条第一項の規定による市町村の建築主事に関する通知を受けた旨の告示

二十九 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十五条第四項第二号の規定による認定

三十 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二十二条第八項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

三十一 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第九項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

三十二 建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する次のこと。

1 第八条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告命令等、第八条第二項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び第八条第三項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を行うべき旨等の公告

2 第九条（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表

3 第十二条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言、第十二条第二項（附則第

-
-
- 三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示並びに第十二条第三項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
 - 4 第十三条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 5 第十五条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示、同条第三項の規定による公表並びに同条第四項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 6 第十六条第二項の規定による指導及び助言
 - 7 第十七条第三項の規定による計画の認定
 - 8 第十八条第一項の規定による計画の変更の認定
 - 9 第十九条の規定による報告の徴収
 - 10 第二十条の規定による改善命令
 - 11 第二十一条の規定による計画の認定の取消し
 - 12 第二十二条第二項の規定による認定
 - 13 第二十三条の規定による認定の取消し
 - 14 第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 15 第二十五条第二項の規定による認定
 - 16 第二十七条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示、同条第三項の規定による公表並びに同条第四
-

項の規定による報告の徴収及び
当該職員による立入検査

三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関する次のこと。

1 第十五条第一項の規定による建築主等に対する是正措置の命令

2 第十七条第三項の規定による計画の認定及び同条第五項の規定による建築主事又は建築副主事への通知

3 第十八条第一項の規定による計画の変更の認定

4 第二十一条の規定による認定建築主等に対する改善命令

5 第二十二条の規定による計画の認定の取消し

6 第三十八条第三項の規定による勧告及び同条第四項の規定による措置命令

7 第五十三条第四項及び第五項の規定による報告の徴収

三十四 津波防災地域づくりに関する法律に関する次のこと。

1 第五十六条第三項の規定による指定避難施設の指定に係る協議

2 第六十四条の規定による管理協定の締結に係る協議

3 第八十二条の規定による特定建築行為の許可

4 第八十七条第一項の規定による特定建築行為の変更の許可

5 第八十八条第二項の規定による措置を行うべき旨等の公告及び同条第三項の規定による措置命令をした旨の公示

6 第八十九条第一項の規定によ

る立入検査

7 第九十条第二項の規定による報告の徴収等

三十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に関する次のこと（6及び7を除き、昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）。

1 第六条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定等及び第六条第三項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事への通知

2 第十条の規定による地位の承継の承認

3 第十二条の規定による報告の徴収

4 第十三条の規定による改善命令

5 第十四条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定等の取消し

6 第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可

7 第十八条第二項において準用する建築基準法第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

8 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請

三十六 特定都市河川浸水被害対策法に関する次のこと。

1	第六十六条の規定による特定 建築行為の許可
2	第六十八条第四項（第七十一 条第五項において準用する場合 を含む。）の規定による建築主 事又は建築副主事を置かない市 の市長との協議
3	第七十一条第一項の規定によ る変更の許可
三十七	都市の低炭素化の促進に関 する法律に関する次のこと（昭和 四十五年徳島県告示第百八十一号 （建築基準法に基づく建築主事の 所管区域を指定する件）の表の備 考に掲げる建築物等に係るものに 限る。）。
1	第十条第二項の規定による集 約都市開発事業計画の認定に係 る同意
2	第五十四条第一項（第五十五 条第二項において準用する場合 を含む。）の規定による低炭素 建築物新築等計画の認定及び第 五十四条第三項（第五十五条第 二項において準用する場合を含 む。）の規定による建築主事又 は建築副主事への通知
3	第五十六条の規定による報告 の徴収
4	第五十七条の規定による改善 命令
5	第五十八条の規定による低炭 素建築物新築等計画の認定の取 消し
三十八	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律（平成二 十七年法律第五十三号）に関する 次のこと（昭和四十五年徳島県告 示第百八十一号（建築基準法に基 づく建築主事の所管区域を指定す

る件）の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。）。

1 第七条の規定による指導及び助言

2 第十一条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付

3 第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付

4 第十三条第一項の規定による是正措置の命令

5 第十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

6 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

7 第三十一条第一項の規定による認定

8 第三十二条の規定による報告の徴収

9 第三十三条の規定による改善命令

10 第三十四条の規定による認定の取消し

11 第六十条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議

三十九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定による書面の交付（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる建築物等に

係るものに限る。)

四十 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。))。

1 第二十二条の規定による協議

2 第二十三条の規定による指導又は助言

3 第二十五条の規定による完了検査

4 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査

5 第二十七条の規定による勧告

6 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請

四十一 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則第五条第四号の規定による認定(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等に係るものに限る。)

四十二 浄化槽法に関する次のこと。

1 第三十二条第一項の規定による指示

2 第五十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査等

四十三 建築士法に関する次のこと。

1 第四条第四項第三号及び第五項の規定による認定

2 第五条第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の登録

3 第七条及び第八条の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の拒否

4 第九条第一項又は第二項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の取消し

5 第十条第一項の規定による二級建築士又は木造建築士に対する戒告、業務の停止命令又は免許の取消し

6 第十条の二十第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十条の二十第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地の変更の公示

7 第十条の二十第三項において準用する第十条の七第一項の規定による役員の選任及び解任の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員の解任命令

8 第十条の二十第三項において準用する第十条の九第一項の規定による登録事務規程の認可及び変更の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の九第三項の規定による登録事務規程の変更命令

9 第十条の二十第三項において準用する第十条の十第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可

-
-
- 10 第十条の二十第三項において準用する第十条の十二の規定による監督命令
 - 11 第十条の二十第三項において準用する第十条の十三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
 - 12 第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の公示
 - 13 第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止の公示
 - 14 第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による二級建築士等登録事務の実施及び第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示
 - 15 第十三条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の施行
 - 16 第十三条の二第一項の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定の取消し又は受験の禁止
 - 17 第十五条第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定
 - 18 第十五条の六第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十五条の六第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の公
-

示

19 第十五条の六第三項において
準用する第十条の七第一項の規
定による役員の選任及び解任の
認可並びに第十五条の六第三項
において準用する第十条の七第
二項の規定による役員の解任命
令

20 第十五条の六第三項において
準用する第十条の九第一項の規
定による試験事務規程の認可及
び変更の認可並びに第十五条の
六第三項において準用する第十
条の九第三項の規定による試験
事務規程の変更命令

21 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十第一項の規
定による事業計画等の認可及び
変更の認可

22 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十二の規定に
よる監督命令

23 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十三第一項の
規定による報告の徴収又は当該
職員による立入検査等

24 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十五第三項の
規定による二級建築士等試験事
務の休廃止の公示

25 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十六第三項の
規定による指定の取消し又は二
級建築士等試験事務の全部若し
くは一部の停止の公示

26 第十五条の六第三項において
準用する第十条の十七第二項の
規定による二級建築士等試験事
務の実施及び第十五条の六第三
項において準用する第十条の十

七第三項の規定による公示

27 第二十三条の三第一項（第二十三条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による建築士事務所の登録

28 第二十三条の四第一項及び第二項（これらの規定を第二十三条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による建築士事務所の登録の拒否並びに第二十三条の四第三項（第二十三条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

29 第二十三条の八第一項の規定による建築士事務所の登録の抹消

30 第二十六条第一項の規定による建築士事務所の登録の取消し及び同条第二項の規定による戒告若しくは建築士事務所の閉鎖命令又は登録の取消し

31 第二十六条の二第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査

32 第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定事務所登録機関の名称若しくは住所又は事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の公示

33 第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第一項の規定による役員の選任及び解任の認可並びに第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員の解

任命令

- 34 第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第一項の規定による登録等事務規程の認可及び変更の認可並びに第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第三項の規定による登録等事務規程の変更命令
- 35 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可
- 36 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十二の規定による監督命令
- 37 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
- 38 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による事務所登録等事務の休廃止の公示
- 39 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は事務所登録等事務の全部若しくは一部の停止の公示
- 40 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による事務所登録等事務の実施及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示
- 四十四 建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）に関する次のこと。
- 1 第四条第二項の規定による免許申請書の返却
- 2 第六条第三項の規定による名
-

	簿の訂正及び免許証の書換え交付 3 第七条第二項の規定による免許証の再交付 4 第十二条第二項の規定による免許証の領置及び返却 5 第十四条の規定による二級建築士等試験の試験期日等の公告 6 第十六条第一項の規定による二級建築士等試験の合格者の受験番号の公告及び同条第三項の規定による学科試験の合格の通知 四十五 かけ地近接危険住宅移転事業に係る事業計画の作成その他事業主体としての事務の処理

別表第四砂防防災課の項部長の欄に次の一号を加える。

九 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（砂防に係るものに限る。）。

1 第八条第三項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請

2 第二十条第五項後段（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

3 第三十九条第五項後段（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講ずべき旨及び措置を代行する旨の公告

別表第四砂防防災課の項課長の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（砂防に係るものに限る。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可

別表第四水環境整備課の項部長の欄中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による水道事業経営の認可

2 第十条第一項の規定による水道事業経営の変更の認可

3 第十一条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止又は廃止の許可

4 第二十六条の規定による水道用水供給事業経営の認可

5 第三十条第一項の規定による水道用水供給事業経営の変更の認可

6 第四十条第一項の規定による水道用水の緊急応援の命令及び同条第四項の規定による供給の対価についての裁定

7 第四十一条の規定による事業の経営又は給水区域の調整に関する合理化の勧告

8 第四十二条第一項の規定による水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利の買収の認可並びに同条第三項の規定による買収条件に関する裁定

別表第四水環境整備課の項課長の欄中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 水道法第三十五条第一項の規定による事業の認可の取消し
別表第四の五を削る。

別表第四の四中「局長の専決事項（第七条の三関係）」を「出納局長の専決事項（第七条の五関係）」に改め、同表第二号の2中「副局長その他の局」を「出納局副局長その他の出納局」に改め、同表第六号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同表第九号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加え、同表第十一号中「局」を「出納局」に改め、同表を別表第四の六とする。

別表第四の三中「知事戦略公室長及び上席秘書幹の専決事項（第七条の二関係）」を「

知事戦略局長及び秘書室長の専決事項（第七条の四関係）」に、

公室長	上席秘書幹	を	知事戦略
-----	-------	---	------

局長	秘書室長	に改め、同表知事戦略公室
----	------	--------------

長の欄第二号の1中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同号の2中「戦略プロジェクト統括監、新未来創生統括監」を「プロジェクト統括監、政策統括監」に改め、同号の4中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同欄第六号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同欄第九号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加え、同欄に次の一号を加える。

十五 広報媒体の発行

別表第四の三上席秘書幹の欄第二号の1及び2中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同号の3中「知事戦略公室に」を「知事戦略局に」に、「知事戦略公室長」を「知事戦略局長」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改め、同欄第六号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同号の4中「知事戦略公室長」を「知事戦略局長」に改め、同欄第八号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務

時間等の決定」を加え、同欄第十一号中「知事戦略公室」を「知事戦略局」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号の次に次の一号を加える。

十一 新聞、ラジオ、テレビジョン放送等の利用による県政広報の実施

別表第四の三を別表第四の五とし、別表第四の二の次に次の二表を加える。

別表第四の三 担当部長の共通専決事項（第七条の二関係）

- 一 別表第三一般的事項の表部長の欄に掲げる事項
- 二 地方公務員法に関する次のこと。

- 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の任免（重要な職に係るものに限る。）
- 2 第五十五条第五項の規定による職員団体との交渉の取決め及び当局の交渉する者の指名（その権限に属する事項に関するものに限る。）並びに同条第九項の規定による職員団体との書面による協定の締結（その権限に属する事項に関するものに限る。）

三 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第七条の規定による特許の出願

四 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第一項第五号の規定による職務に専念する義務の免除の承認（役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事しようとする団体等を所管する場合に限る。）

五 別表第三財務関係事項その一の表部長の欄に掲げる事項

六 別表第三財務関係事項その二の表部長の欄に掲げる事項

別表第四の四 担当部長の個別専決事項（第七条の三関係）

広域行政担当部長	一 別表第四管財課の項部長の欄、市町村課の項部長の欄、地域連携課の項部長の欄及び統計課の項部長の欄に掲げる事項
交通・生活安全担当部長	一 別表第四消費者政策課の項部長の欄及び安全衛生課の項部長の欄に掲げる事項
プロジェクト担当部長	一 別表第四建設管理課の項部長の欄、高規格道路課の項部長の欄、都市計画課の項部長の欄、都市計画課のまちづくり室の項部長の欄、営繕課の項部長の欄及び港湾政策課の項部長の欄に掲げる事項

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第三号を次のように改める。

三 徳島県会計規則に関する次のこと。

- 1 第八条第一項ただし書の規定による^{かひ}靡における歳計現金の出納期限の延長の決定
- 2 第十六条第四項第六号の規定による口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができ^るる歳入の決定

- 3 第四十四条第六項第三号の規定による精算の通知を省略することができ^るる経費の決定

別表第五知事の権限に属する事項の表公共入札検査課の項出納局長の欄第二号中「又は

局長等」を「、担当部長又は知事戦略局長」に改める。

別表第五会計管理者の権限に属する事項の表出納局長の欄第一号及び第二号を次のように改める。

一 地方自治法に関する次のこと。

1 地方自治法第二百三十二条の四第二項の規定による支出負担行為の確認（一件二千万円以上五千万円未満の原材料費、備品購入費、貸付金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金及び寄附金並びに一件一億円以上二億円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、負担金、補助及び交付金及び補償、補填及び賠償金に係るものに限る。）

2 第二百四十三条の二第八項の規定による公金事務の状況の検査

二 地方自治法施行令第六十八条の四第一項の規定による指定金融機関等の検査（定期に実施するものに限る。）、「同条第二項の規定による指定金融機関等に対する必要な措置要求（重要なものを除く。）及び同条第三項の規定による検査結果の報告

別表第五会計管理者の権限に属する事項の表出納局長の欄中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令第五百十八条第四項（同令第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託に係る事務についての検査

別表第五会計管理者の権限に属する事項の表会計課長の欄第四号の4中「審査」を「確認」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第十五号の2中「同条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「5に」を「1、2及び7に」に改め、同号中5を7とし、2から4までを2ずつ繰り下げ、1を3とし、同3の前に次のように加える。

1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理

2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十二号に次のように加える。

8 第七十六条第二項の規定による報告の受理

別表第六徳島県東部農林水産局長の項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「7まで及び16から22まで」を「4まで、6、7、10、20から25まで及び27」に改め、同号の2中「交付及び」を「交付、」に改め、「再交付」の下に「、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理」を加え、同号の4中「再交付」の下に「、同条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理」を加え、同号の22中「徴収」の下に「、同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査」を加え、同22を同号の27とし、同27の前に次のように加える。

26 第七十四条第一項の規定による猟区内における狩猟等の承認

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十一号中21を25とし、9から20までを4ずつ繰り下げ、同号の8中「承認、」の下に「同条第六項の規定による承認対象捕獲等をしようとする者の数の決定、」を加え、同8を同号の12とし、同12の前に次のように加える。

11 第三十二条第一項の規定による損失の補償

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十一号中7を10とし、同10の前に次のように加える。

8 第二十九条第七項の規定による特別保護地区内における行為の許可

9 第三十条第一項の規定による行為の実施方法についての指示、同条第二項の規定による行為の中止等の命令並びに同条第三項の規定による原状回復等の実施及び公告

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十一号中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可、同条第六項の規定による販売許可証の再交付、同条第九項の規定による措置命令及び同条第十項の規定による販売の許可の取消し

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十一号に次のように加える。

28 第七十九条第二項の規定による市町村への指示

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものに限る。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知

3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議

4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知

6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理

8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付

9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施

行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令

11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理

12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告

13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令

14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査

15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収

16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令

17 第二十八条第一項の規定による届出の受理

18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知

20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理

22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付

23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令

25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理

26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う

災害の防止に必要な措置の勧告

27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令

28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査

29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第十五号の8中「第四十八条の三十九第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第三十号を第四十一号とし、第三十二号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号の2中「第三項（」及び「まで（」の下に「これらの規定を」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものを除く。）。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知

3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議

4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知

6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理

8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付

9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令

11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町

- 村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
- 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
- 15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収
- 16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- 17 第二十八条第一項の規定による届出の受理
- 18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
- 19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
- 20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
- 22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
- 23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- 24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
- 25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
- 27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査

29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収

別表第六の三徳島県食肉衛生検査所長の項及び徳島県動物愛護管理センター所長の項を削り、同表徳島県立文書館長の項の次に次のように加える。

徳島県食肉衛生検査所長

一 食品衛生法第二十八条第一項の規定による営業者その他の関係者からの必要な報告の徴収並びに当該職員による臨検検査及び関係物件の収去命令（と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。）

徳島県動物愛護管理センター所長

一 狂犬病予防法に関する次のこと。

1 第十条の規定による狂犬病の発生の公示及び係留等の命令

2 第十五条の規定による犬又はその死体の移動、移入若しくは移出の禁止又は制限

3 第十六条の規定による交通遮断又は制限

4 第十七条の規定による集合施設の禁止命令

二 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）第十八条の規定による動物愛護管理監視員の指定

別表第六の四支所長及びセンター内課長の項第二号の1及び徳島県西部家畜保健衛生所次長（東みよし庁舎に勤務する次長に限る。）の項第二号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による勤務時間等の決定」を加える。

別表第七中第三十五号を削り、第三十四号を第三十五号とし、第十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十八号の4中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、同号を同表第十九号とし、同表中第十七号を第十八号とし、同表第十六号の6中「第四項」を「同条第四項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知

3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議

4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知

6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理

8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認

済証の交付

9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令

11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理

12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告

13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令

14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査

15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収

16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令

17 第二十八条第一項の規定による届出の受理

18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知

20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理

22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付

23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急

時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令

25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理

26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告

27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令

28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査

29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収

別表第七第四十九号の2中「第五号」の下に「及び第八号」を加え、同号の3中「事項」の下に「(第二十一号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同表第五十一号とし、同表第四十八号を第五十号とし、第四十二号から第四十七号までを二号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に関する次のこと。

1 第十五条第一項(第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による許可

2 第十六条第一項(第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令及び第十六条第二項(第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し

3 第十七条第一項(第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

4 第二十条第二項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による指針の策定及び第二十条第六項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催

5 第二十一条第一項の規定による許可並びに同条第六項第三号の規定による方法及び限度の指定

6 第二十二条第四項第三号の規定による許可

7 第二十四条第二項の規定による禁止若しくは制限又は措置命令、同条第三項の規定による期間の決定及び同条第五項の規定による通知

8 第二十五条第一項の規定による指示及び同条第二項の規定による違反行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令

9 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査

10 第二十七条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

11 第二十八条第一項の規定による職員による土地への立入り

四十三 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則第十五条第三号トの規定による鉱物の採掘等の届出等の受理

別表第九中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

別表第十二生活安全部生活安全企画課の項を次のように改める。

生活安全 全部生 活安全 企画課		許可 事務 指導 室
		一 徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）第二条の規定による手数料の徴収（同条例別表第一の八の項の事務、八の十四の項の事務、十の項から十二の項までの事務、三十の二の項の事務及び四十の項から四十二の項までの事務に係るものに限る。）

別表第十二交通部交通企画課の項課長等の欄第一号中「及び七十八の三の項」を「七十八の三の項の事務及び七十八の四の項」に改め、同表交通部運転免許課の項課長等の欄第一号の1中「七十九の項」の下に「の事務」を加え、「八十四の項」を「八十二の項」に改め、同号の2中「八十四の項」を「八十二の項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第四職員厚生課の項課長の欄第七号及び第九号の改正規定は同年六月一日から、同表環境管理課の項部長の欄第十五号の改正規定は徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第十四号）の施行の日から施行する。